

# 環境レポート

令和3年度 環境年次報告書

～令和2年度の環境政策と環境の状況～



ムトス飯田

長野県 飯田市



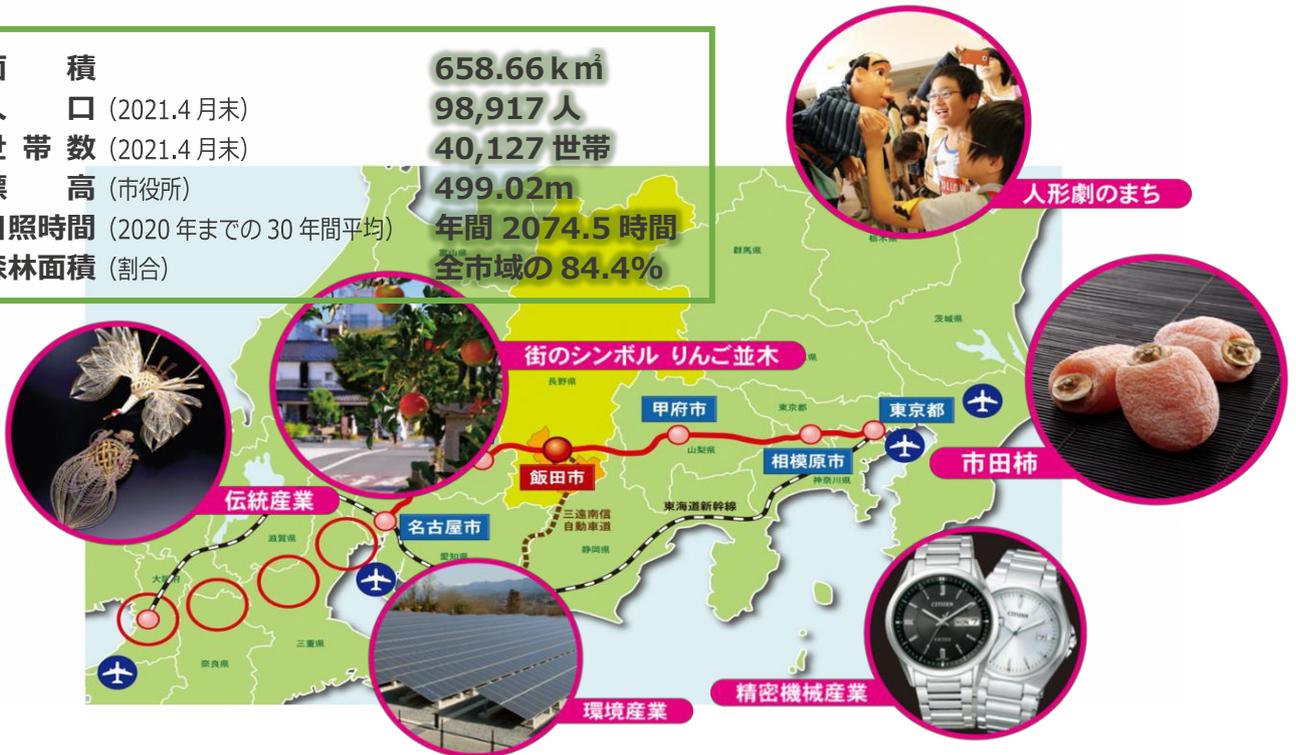
# 目次

飯田市の概要	5
特集 1 2050 年いいだゼロカーボンシティ宣言	6
特集 2 21'いいだ環境プラン第 5 次改訂版	8
特集 3 飯田市地球温暖化対策実行計画（第 3 次環境モデル都市行動計画）	10
特集 4 飯田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	11
環境レポートとは	12
飯田市環境基本条例	13
政策 1 気候変動の緩和と適応	14
基本的方向 1 社会の低炭素化の推進	15
1 基本的方向とその具体的取組	15
2 指標の達成状況	15
3 具体的取組の実施状況	19
<基本的方向 1-1 再生可能エネルギーによる持続可能な地域づくり>	19
<基本的方向 1-2 環境に優しい交通社会形成>	21
<基本的方向 1-3 リニア時代を見据えた低炭素な地域づくり>	23
<基本的方向 1-4 未利用エネルギー等の利活用の推進>	25
基本的方向 2 エコな「ライフ&ワーク」スタイルの推進	27
1 基本的方向とその具体的取組	27
2 指標の達成状況 ※基本的方向 1 と同指標	27
3 具体的取組の実施状況	28
<基本的方向 2-1 家庭における環境負荷低減活動の推進>	28
<基本的方向 2-2 事業活動における環境負荷低減活動の推進>	29
<基本的方向 2-3 学校・保育園における環境負荷低減活動の推進>	30
<基本的方向 2-4 地域活動における環境負荷低減活動の推進>	31
基本的方向 3 気候変動への適応	32
1 基本的方向とその具体的取組	32
2 指標の達成状況	32
3 具体的取組の実施状況	33
<基本的方向 3-1 気候変動への「適応」に関する研究>	33
<基本的方向 3-2 環境情報の適切な提供>	35
政策 2 循環型社会の形成	36
基本的方向 4 廃棄物の減量および適正処理と地域環境美化の推進	37
1 基本的方向とその具体的取組	37
2 指標の達成状況	37
3 具体的取組の実施状況	39
<基本的方向 4-1 リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)の推進>	39
<基本的方向 4-2 リサイクル(再生利用)の推進>	40
<基本的方向 4-3 ごみの適正処理の推進>	41

<基本的方向 4-4 不法投棄の根絶と環境美化の推進> .....	42
<基本的方向 4-5 処理施設の適正管理と整備への協力> .....	43
政策 3 自然環境・生活環境・生物多様性の保全 .....	44
基本的方向 5 緑の生物多様性の保全 .....	45
1 基本的方向とその具体的取組 .....	45
2 指標の達成状況 .....	45
3 具体的取組の実施状況 .....	48
<基本的方向 5-1 身近な環境や里地里山の保全と整備> .....	48
<基本的方向 5-2 森林の整備による多面的な機能の向上とそれを支える体制づくり> .....	50
<基本的方向 5-3 森や里地里山の自然の利活用> .....	53
<基本的方向 5-4 人の営みと調和した環境・景観保全の推進(リニア時代を見据えて)> .....	55
<基本的方向 5-5 ユネスコエコパーク等の自然環境の保全および共生する地域活動の推進> .....	56
基本的方向 6 生活環境の向上 .....	58
1 基本的方向とその具体的取組 .....	58
2 指標の達成状況 .....	58
3 具体的取組の実施状況 .....	61
<基本的方向 6-1 大気汚染被害の把握と改善> .....	61
<基本的方向 6-2 河川・地下水の維持向上> .....	62
<基本的方向 6-3 騒音・振動被害の把握と改善> .....	64
<基本的方向 6-4 悪臭被害の把握と改善> .....	65
<基本的方向 6-5 有害物質(放射性物質等)による汚染の把握と改善> .....	66
<基本的方向 6-6 住宅や土地の管理不全による生活環境の悪化防止> .....	67
基本的方向 1~6 に関わる政策 .....	68
環境学習の推進および環境人材の育成と活躍の場の創出 .....	68
基本的方向 7 環境学習の推進および環境人材の育成と活躍の場の創出 .....	69
1 基本的方向とその具体的取組 .....	69
2 指標の達成状況 .....	69
3 具体的取組の実施状況 .....	70
<基本的方向 7-1 子どもの環境学習を進める仕組みづくり> .....	70
<基本的方向 7-2 生涯学習としての環境学習を進める仕組みづくり> .....	72
<基本的方向 7-3 環境人材の育成と活躍できる環境づくり> .....	73

## 飯田市の概要

面積	658.66 km <sup>2</sup>
人口 (2021.4 月末)	98,917 人
世帯数 (2021.4 月末)	40,127 世帯
標高 (市役所)	499.02m
日照時間 (2020 年までの 30 年間平均)	年間 2074.5 時間
森林面積 (割合)	全市域の 84.4%



**自然：**飯田市は日本の中央、長野県の最南端に位置し、東に南アルプス、西に中央アルプスがそびえ、南北に天竜川が貫く日本一の谷地形が広がり豊かな自然と優れた景観、四季の変化に富み、動植物の南北限という気候風土に恵まれています。

**歴史：**古くは東山道、近世以降は三州街道、遠州街道などの陸運や天竜川の水運にも恵まれ東西あるいは南北交通の要衝として繁栄し経済的にも文化的にも独自の発展を遂げ神楽や人形浄瑠璃などの民俗文化が今もなお暮らしの中に息づいています。

**産業：**養蚕や水引などの伝統産業により発展してきた飯田市は現在では先端技術を導入した精密機械、電子、光学のハイテク産業をはじめ、半生菓子、漬物、味噌、酒などの食品産業、市田柿、りんご、なしなどの果物を中心とする農業が盛んに行われています。

## 環境文化都市宣言

平成 19 年 3 月 23 日決議

私たち飯田市民は、地球環境問題が人類共通の課題であることに着目し、人と自然のかかわりを見つめ直して、日々の生活から産業活動まですべての営みが自然と調和するまちづくりに、先駆的に取り組んできました。自然環境や生活環境などを取り巻く状況が厳しさの度を増している今日、「持続可能性」と「循環」を基本にして自分たちのライフスタイルから社会の有り様に至るまでをあらためて見直し、「環境に配慮」する日常の活動を「環境を優先」する段階へと発展させながら、新たな価値観や文化の創造へと高めていく必要があります。私たちは、かけがえのない地球にある生態系の中で自然と共生する地球市民の一員としての原点に立ち返り、先人から受け継いだ美しい自然環境と多様で豊かな文化を活かしながら市民、事業者、行政など多様な主体の積極的な参加と行動とによって人も自然も輝く個性ある飯田市を築くことを誓い、ここに「環境文化都市」を宣言します。

## 特集 1 2050 年いいだゼロカーボンシティ宣言



2050 年いいだゼロカーボンシティ宣言 記者会見

写真左から、市民代表（飯田市議会 湯澤議長）、事業所代表（商工会議所 原会頭）、行政（飯田市 佐藤市長）

飯田市は、令和 3 年 3 月 19 日に、市民の代表である市議会議員、事業者の代表である飯田商工会議所との 3 者共同で、環境文化都市宣言に基づき、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、それを実現するための市民生活、事業活動、行政政策などを、市民、事業者、行政などが協働して地域ぐるみで力強く進めていくことを誓い合い、「2050 年いいだゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

ゼロカーボンシティとは、2050 年に温室効果ガスの排出量または二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を、首長自らまたは地方自治体として公表された地方自治体であり、全国的には首長が議会の開会あいさつや記者会見で打ち出すような形態が多いなか、飯田市では、ゼロカーボンシティの実現は、環境文化都市宣言にもうたっているとおり、市民、事業者、行政など多様な主体の積極的な参加と行動なしには実現不可能であるとの考え、全国で初めてとなる「3 者共同」で宣言しました。

「2050 年いいだゼロカーボンシティ宣言」  
～環境文化都市宣言に基づきゼロカーボンを目指す共同声明～

人類の繁栄の礎となった地球温暖化は、飯田市においても、猛暑日の増加、度重なる豪雨や猛風をふるう台風の襲来などからも、顕著をもってその脅威を感じる状態になっています。

2015 年に国連において日本を含む加盟国によって採択された 2030 年に向けた環境・経済・社会についてのゴールである SDGs「持続可能な開発目標」と、同じく四年に採択された地球温暖化対策としての「パリ協定」は、今、世界を大きく変える選り手となっています。

この SDGs では、「我々は、地球を破壊から守ることを決意する。我々は、地球を救う機会を持つ最後の世代になるかもしれないと警告しています。

飯田市では、1997 年に、地球温暖化の防止に関する施策を策定し環境の保全に関する国際条約の推進に努めることを定めた「飯田市環境基本条例」を施行し、2007 年には、「環境文化都市宣言」を行い、市民、事業者、行政など多様な主体の積極的な参加と行動によって人も自然も輝く持続可能な飯田市を築くことを誓いました。2009 年には、国から「環境モデル都市」に選定され、以降温室効果ガスの大幅な削減目標を掲げた取り組みを全国に先駆けて行ってきました。

そして、私たちは、今改めて、直面している地球温暖化という課題に正面から向き合い、地球を守り、次の世代に引き継いでいくことを決意し、私たちの暮らしの持続性を強かなものとし、私たちの飯田市と我が国における社会経済活動の持続性、人類の生存の持続性をめざして、地球温暖化対策を「環境文化都市」実現における重要な取組として位置付けて進めていかなければなりません。

以上の背景と趣旨をもとに、2050 年までに飯田市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを旨とし、それを実現するための市民生活、事業活動、行政活動などを、市民、事業者、行政などが協働して地域ぐるみで力強く進めていくことを誓い合い、ここに、「ゼロカーボンシティ宣言」を行います。

2021(令和3)年3月19日

飯田市議会議員 湯澤啓次      飯田商工会議所会頭 原 勉      飯田市長 佐藤 健

## 宣言文【全文】

### 「2050年いいだゼロカーボンシティ宣言」 ～環境文化都市宣言に基づきゼロカーボンを目指す共同声明～

2015年に国連において日本を含む全加盟国によって採択された2030年に向けた環境・経済・社会についてのゴールであるSDGs「持続可能な開発目標」と、同じく同年に採択された地球温暖化対策としての「パリ協定」は、今、世界を大きく変える道しるべとなっています。

このSDGsでは、「我々は、地球を破壊から守ることを決意する」「我々は、地球を救う機会を持つ最後の世代になるかもしれない」と明言しています。

飯田市では、1997年に、地球環境の保全に関する施策を講じ環境の保全に関する国際協力の推進に努めることを定めた「飯田市環境基本条例」を施行し、2007年には、「環境文化都市宣言」を行い、市民、事業者、行政など多様な主体の積極的な参加と行動とによって人も自然も輝く個性ある飯田市を築くことを誓いました。2009年には、国から「環境モデル都市」に選定され、以来温室効果ガスの大幅な削減目標を掲げた取り組みを全国に先駆けて行ってきました。

そして、私たちは、今改めて、直面している地球温暖化という課題に正面から向き合い、地球を守り、次の世代に引き継いでいくことを決意し、私たちの暮らしの持続性を確かなものとし、私たちの飯田市と我が国における社会経済活動の持続性、人類の生存の持続性をめざして、地球温暖化対策を「環境文化都市」実現における重要な取組として位置付けて進めていかなければなりません。

以上の背景と趣旨をもとに、2050年までに飯田市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、それを実現するための市民生活、事業活動、行政施策などを、市民、事業者、行政などが協働して地域ぐるみで力強く進めていくことを誓い合い、ここに、「ゼロカーボンシティ宣言」を行います。

2021年（令和3年）3月19日

飯田市議会議長 湯澤啓次      飯田商工会議所会頭 原勉      飯田市長 佐藤健

飯田市公式ウェブサイト

2050年いいだゼロカーボンシティ宣言



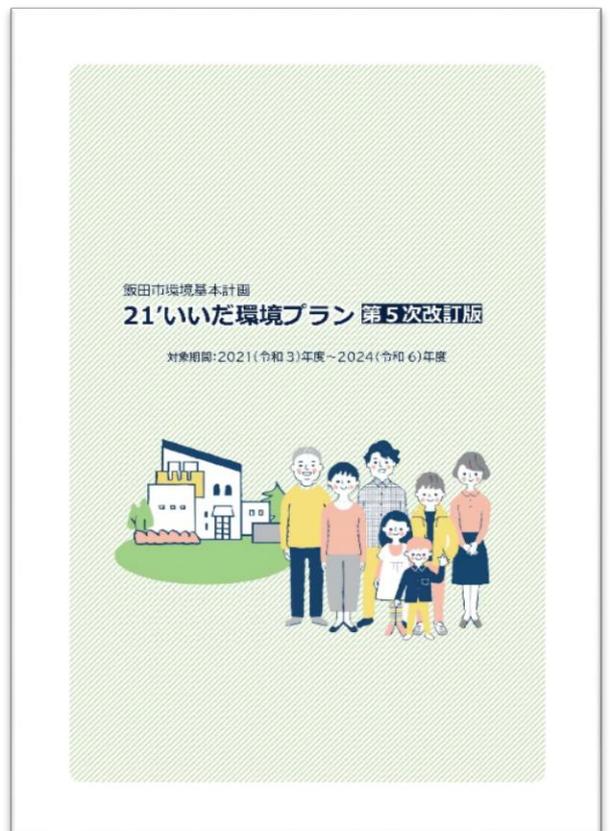
## 特集 2 21'いいだ環境プラン第 5 次改訂版



21'いいだ環境プラン(以下、「環境プラン」という。)とは、飯田市環境基本条例第 7 条に基づき、環境の保全及び創造に関する政策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画です。

環境プラン第 5 次改訂版は、2021(令和 3)年 4 月から 2025(令和 7)年 3 月までの 4 年間を計画期間とし、私たちが目指す 6 つのゴール(目標)を掲げています。本計画期間は、「環境文化都市」の再構築(Reborn)という新たなステージの期間であり、「環境の飯田市」をより市民全体のものとする土壌づくり(Recharge)の期間であり、様々なリスクを成長へ変える転換(Rechange)の期間でもあります。

以上のことから、市民、事業者、地域、行政が意識を共有してみずから考え、行動することこそ、美しい自然と安全な暮らしを実現できると考え、本計画では、掲げるゴール(目標)達成のため、それぞれの立場から、日ごろの生活や活動をできることから見直し、新しいライフスタイルに向けた一歩を踏み出すことができるように具体的な「取組事例」を提案しています。



## 場面別「取組事例」 ※一部抜粋

### 自宅で過ごすとき

#### ●暮らしの省エネ

- ☑誰もいない部屋の明かりはこまめに消す
- ☑寒い時期のお風呂は家族が時間を空けずに入り、追い焚きを減らす
- ☑よしずやすだれ、カーテンなどを季節に応じて上手に使う



#### ●家電製品を使い方

- ☑電源をこまめに切ったり、省エネモードを活用したりする
- ☑冷蔵庫の中を整理し、物を詰め込みすぎない
- ☑エアコンのフィルター掃除など、製品の手入れを忘れない

OFF!



#### ●ごみの減量

- ☑不用品は必要な人に譲ったり、リサイクルショップやアプリを活用したりする
- ☑小中学校やリサイクルステーションなどの資源回収活動に協力する



### 外出するとき

#### ●移動の手段

- ☑近いところにはできるだけ徒歩や自転車で移動する
- ☑電車やバスなど公共交通を積極的に利用する
- ☑不要なアイドリングや無駄な荷物の積載を控えるなど、エコドライブを心掛ける

#### ●買い物や外食

- ☑必要なものを必要な量だけ買ったり、注文したりする
- ☑包装が簡単なものや、詰め替えできるものを買う
- ☑直売所を利用するなど、なるべく地元のものを買う



### 家を建てる時

- ☑地域の木材を積極的に使う
- ☑太陽光発電設備や蓄電システム、太陽熱温水器を設置する
- ☑薪ストーブや木質ペレットストーブを使用する



飯田市公式ウェブサイト

21'いいだ環境プラン第5次改訂版



# 特集3 飯田市地球温暖化対策実行計画（第3次環境モデル都市行動計画）

環境文化都市 ～2050年、飯田は「日本一住みたいまち」になる～  
 ゼロカーボンシティ飯田への挑戦

### エネルギー転換部門 CO2排出量大幅削減

電源構成における化石燃料依存度が大幅に下がり、CO2排出の4割近くを占めていたエネルギー転換部門のCO2削減が飛躍的に進む。

化石燃料から再生可能エネルギーへ。

### 世の中の動き、市民・事業者の取組

#### 次世代自動車時代の到来

電気自動車（EV）、燃料電池車（FCV）を中心とした次世代自動車が一般的に普及する時代へ。

運輸部門のCO2排出が飛躍的に進む。

### 地球環境への配慮が当たり前のまち

農山漁村、都市、川、海

自然環境保全、防災・安全、健康・福祉、経済・産業、文化・観光、環境・エネルギー

### 排出実質ゼロ達成

削減率

実績 ← 目標

2005年比 35.2%削減 (実績)

2005年比 50%削減 (目標)

2005年比 26.2%削減 (実績)

2018年 2024年 2030年 2050年

世の中の動き  
市民・事業者の取組

地球温暖化対策  
実行計画（第3次環境モデル都市行動計画）による  
具体的取組

### ＜へらす＞

21'いいだ環境プラン（ゴール5 ターゲット1に対応）

- エネルギーの効率的な利用促進のため、省エネ機器の普及啓発
- 省エネルギー診断の普及
- 事業所向け省エネセミナーによる意識啓発
- 多様な主体との協働による地域全体での環境改善活動の普及推進
- 地域環境マネジメントシステムなどで培ってきたネットワークを活かした省エネの取組の深化、拡大

### ＜かえる＞

21'いいだ環境プラン（ゴール5 ターゲット2に対応）

- エネルギー消費の実績に関する普及啓発
- 次世代自動車への乗換促進
- 次世代自動車普及に向けたインフラ整備の在り方検討
- 公共交通機関利用の推進
- 自転車利用の推進
- ウォーキングの推進
- エネルギーの見える化
- 飯田版ZEH制度の構築

HEMS

EV FCV

自転車

○デマンドコントロールの推進

○テレワーク、リモートワークの推進

### ＜つくる＞

21'飯田環境プラン（ゴール5 ターゲット3に対応）

再生可能エネルギー機器を導入し、自ら使うエネルギーを創出

- 太陽光発電の普及拡大
- 太陽熱利用の普及拡大
- 木質バイオマス利用の普及拡大
- 小水力発電の支援

### ＜学び・実践＞

21'いいだ環境プラン（ゴール6に対応）

- 生涯にわたる環境学習
- 幼少期からの環境学習
- 環境人材育成と人材のネットワークづくり
- 学習から実践への取組
- プラットフォームによる構築推進
- 環境学習の情報発信（WEB、SNS等）

### ＜吸収する＞

21'いいだ環境プラン（ゴール5 ターゲット5に対応）

- 計画的な森林整備による吸収源の確保
- 里山保全

### ＜つかう＞

21'いいだ環境プラン（ゴール5 ターゲット4に対応）

「地域産」再生可能エネルギーの活用促進  
～エネルギーの地域域消～

エネルギーマネジメント

リニア駅周辺において飯田版ZEHを集団化したモデルエリアを構築

- FIT切れ電源の有効活用
- 再生可能エネルギーの自然消費推進
- V2H導入など、蓄電池の有効活用
- ESG会社の地域導入に向けた研究
- 木質バイオマスエネルギーの流通体制構築
- 将来的な共生を見据えた都市部との交流

内閣府から環境モデル都市に選定されている飯田市は、2021(令和3)年度から2024(令和6)年度までを計画期間とする飯田市地球温暖化対策実行計画(第3次環境モデル都市行動計画)を策定しました。

この計画は、2019(令和元)年度から2020(令和2)年度を計画期間とする「第2次環境モデル都市行動計画改訂版」の後を引き継ぐ計画ですが、次の理由から上記の名前で策定しました。

- ①地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画でもあるため
- ②定めてある計画の内容を分かりやすくするため

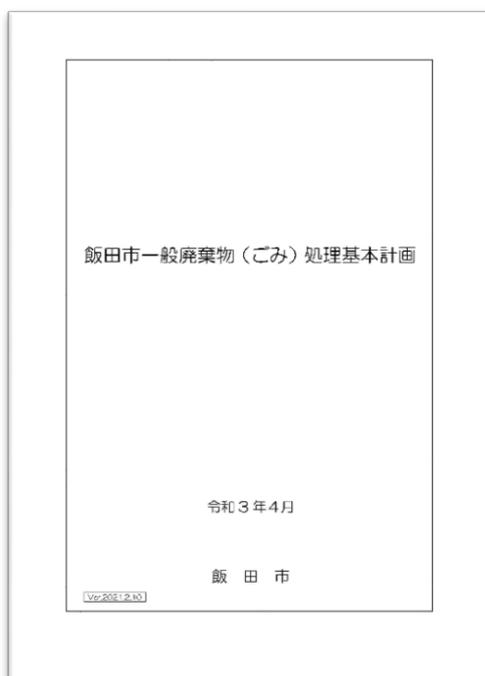
期間は、飯田市の総合計画である「いいだ未来デザイン 2028」の中期期間と飯田市の環境基本計画である「21'いいだ環境プラン第5次改訂版」に合わせた4年間であり、内容は「21'いいだ環境プラン第5次改訂版」のうち地球温暖化対策に係る部分をより詳細に規定し、中長期の目標をプラスしたものとなっています。特に、長期目標には、2050年度に二酸化炭素排出実質ゼロとすることを掲げました。

これに向け、二酸化炭素の排出を「①へらす」、生活を「②かえる」といった省エネルギーの取組、再生可能エネルギーを「③つくる」、そして「④つかう」取組、森林整備により二酸化炭素を「⑤吸収する」取組を、市民、事業者の皆様のご協力を得て行っていくこととしています。

飯田市公式サイト

飯田市地球温暖化対策実行計画

## 特集 4 飯田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画



飯田市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画として、「飯田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しております。本計画は、2021（令和 3）年 4 月から 2025（令和 7）年 3 月までの 4 年間を計画対象期間としており、前計画の計画期間終了に伴い、計画内容の見直し策定しました。

前計画期間では、2017（平成 29）年 9 月に焼却施設が稲葉クリーンセンターに変更になるのに合わせて、それまで埋立ごみであった「プラスチック製品、ビニール製品、革製品、ゴム製品」などを燃やすごみの対象範囲としたことから、安易な分別に導かれている傾向が見られ、特にプラ資源の回収量の減少が顕著となりました。また、随時実施しているごみの組成調査では、資源化できる紙類や埋立ごみとして出されるガラスびんなど、再資源化可能品目が「ごみ」に含まれている実態もあり、本計画では、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）を習慣化し、更に発生してしまった「ごみ」は適切に分別することによりリサイクル（再生利用）する取組を深化していく必要があるとの考えのもと、基本方針及びそれに沿った取組項目を示しています。

また、分別して収集する一般廃棄物の分別区分を見直し、前計画から特定ごみに「本体と不可分なバッテリー内蔵の小型家電」と資源物に「蛍光管」を追加しました。特に「蛍光管」については、40W までの直管、環状管、電球型蛍光管など、家庭からでるほとんどの蛍光管を市内の「蛍光管回収協力店」（※右記マークが目印）に持ち込みが可能となりました。



飯田市公式ウェブサイト

飯田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画



## 環境レポートとは

環境レポート（年次報告書）とは、飯田市環境基本条例に基づき策定された 21' いいだ環境プラン（環境計画）で掲げた環境政策の進捗状況を、市民の皆様にお伝えするものです。

現在、21' いいだ環境プランは「第 4 次改訂版」が飯田市環境基本条例の前文及び第 2 条に定める基本理念に則り、推進されています。21' いいだ環境プランの進行管理は「いいだ未来デザイン 2028」の進行管理及び「環境マネジメントシステム」と連動し、毎年度事業を「計画」「実施」「評価」「改善」による PDCA サイクルに基づいて行います。



### 望ましい環境像 人と自然が共生する環境のまち

#### 政策 1 気候変動の緩和と適応

基本的方向 1  
社会の低炭素化の推進

再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくり  
環境や人にやさしい交通社会の形成  
リニア時代を見据えた低炭素な地域づくり  
未利用エネルギー等の利活用の推進

基本的方向 2  
エコな「ライフ&ワーク」  
スタイルの推進

家庭における環境負荷低減活動の推進  
事業活動における環境負荷低減活動の推進  
学校・保育園における環境負荷低減活動の推進  
地域活動における環境負荷低減活動の推進

基本的方向 3  
気候変動への適応

「気候変動への適応」に関する研究  
環境情報の適切な提供

#### 政策 2 循環型社会の形成

基本的方向 4  
廃棄物の減量および適正処理と  
地域環境美化の推進

リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)の推進  
リサイクル(再生利用)の推進  
ごみの適正処理の推進  
不法投棄の根絶と環境美化の推進  
処理施設の適正管理と整備への協力

#### 政策 3 自然環境・生活環境・生物多様性の保全

基本的方向 5  
緑と生物多様性の保全

身近な環境や里地里山の保全と整備  
森林の整備による多面的な機能の向上とそれを支える体制づくり  
森や里地里山の資源の利活用  
人の営みと調和した環境・景観保全の推進(リニア時代を見据えて)  
ユネスコエコパーク等の自然環境の保全および自然と共生する地域活動の推進

基本的方向 6  
生活環境の向上

大気汚染被害の把握と改善  
河川・地下水質の維持向上  
騒音・振動被害の把握と改善  
悪臭被害の把握と改善  
有害物質(放射性物質等)による汚染の把握と改善  
住宅や土地の管理不全による生活環境の悪化の防止

#### 環境学習の推進および環境人材の育成と活躍の場の創出

基本的方向 7  
環境学習の推進のおよび  
環境人材の育成と活躍の場の創出

子どもの環境学習を進める仕組みづくり  
生涯学習としての環境学習を進める仕組みづくり  
環境人材の育成と活躍できる環境づくり

・・・飯田市ウェブサイト内「環境モデル都市・飯田」から検索・閲覧することができます・・・

# 飯田市環境基本条例

飯田市環境基本条例は、飯田市の環境施策を推進するにあたって基本となる条例であり、平成9年4月1日に施行されました。以下は本レポートにおいて特に重要な条文を抜粋して掲載しております。

## 前文

私たちの郷土、飯田市は、南アルプスや中央アルプスをはじめとする山並みに囲まれ、天竜川沿いの河岸段丘に発達した、伝統文化の息づくまちである。美しく雄大な自然に抱かれ、その豊かな水や緑は古来より、市民生活に潤いを与え地場産物の発展を促すなど、様々な恵みをもたらしてきた。

しかしながら、近年は、過去のような産業公害が減少する一方で、大量消費、大量廃棄型の社会の経済活動の定着や無秩序な都市化の進展により、廃棄物の増大、生活排水や自動車などによる都市・生活型公害、身近な自然の減少、良好な景観の破壊など新たな環境問題が顕在化してきている。

私たちは、ともすれば、生産の向上と便利な生活を追求するあまり、人類も生態系の中の一員であり、自然や文化の深い恩恵にはぐくまれて生存できることを忘れがちとなり、日々の活動による環境への影響は、地球的規模にまで拡大した。人類共通の重要な課題となった地球環境問題は、その解決に向けてわが国の地方自治体にも、大きな役割が求められてきている。

今こそ私たちは、広い視野に立って、すべての人々が健全で豊かな環境を享受するとともに、将来の世代に良好な環境を引き継いでいく責務を有することを認識し、環境への負荷を低減するため、すべての者の公平な役割分担の下に社会経済システムや生活様式の変革を図っていかなければならない。

このような認識の下、私たちは、市民の総意として、美しい環境と文化の香りに包まれた持続的に発展することができる都市を、強い意志と行動により築くことを決意し、この条例を制定する。

## 第2条（基本理念）

環境の保全及び創造は、情報の適切な提供及び施策の策定等への市民参加を通じて、現在及び将来の市民の健全で豊かな環境の恵沢を享受する権利の実現を図ることにより、健康で文化的な生活の確保を目的として積極的に推進されなければならない

2 環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることをかんがみ、環境資源の節度ある利用を行うこと及び環境の保全上の支障を未然に防止することを旨とし、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指し、すべての者の公平な役割分担の下に積極的に取り組むことによって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域の環境が地球環境に深く関わっていることから、市、事業者及び市民が自らの課題であるにとらえ、それぞれの事業活動及び市民生活において積極的に推進されなければならない。

## 第7条（環境計画の策定等）

市長は、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境計画を策定しなければならない。

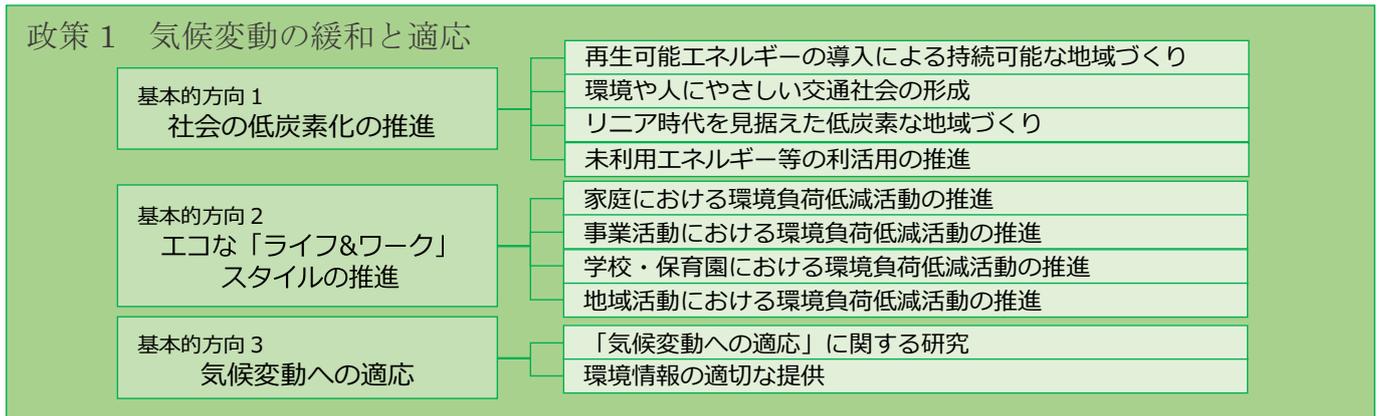
2 環境計画においては、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策、環境配慮指針その他必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、環境計画を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、飯田市環境審議会の意見を聴かななければならない。

## 第8条（年次報告書の作成及び公表）

市長は、環境の状況、環境計画に基づいて実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、飯田市環境審議会の意見を聴くとともに、これを公表しなければならない。

## 政策 1 気候変動の緩和と適応



化石燃料の消費に伴う大気中の二酸化炭素濃度の上昇による地球温暖化に対する懸念が強まり、人為的な要因による気候変動に対する関心が高まっています。これを抑制するためには温室効果ガス排出を最低限に抑える低炭素な社会づくりは必要です。

そのために、地球温暖化に伴う気温上昇などによる災害の防止、経済、健康などへの悪影響の回避を目的として、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの割合を増やすとともに、それを地域経済に結び付け、経済と環境の好循環を構築し、温室効果ガス排出量を削減していくことが必要です。

これらを推進するために「社会の低炭素化の推進」「エコな『ライフ&ワーク』スタイルの推進」「気候変動への適応」の3つの基本的方向を設け、社会の低炭素化と経済の活性化が両立した地域づくりを目指します。

# 基本的方向 1 社会の低炭素化の推進

## 1 基本的方向とその具体的取組

### 1-1 再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくり

- 地域環境権条例を活用した地域づくりの推進 ●太陽光市民共同発電の運用 ●太陽光発電の普及促進 ●太陽熱設備の普及促進
- メガソーラーいいだのPRと運営 ●木質バイオマス機器の普及促進 ●マイクロ水力発電の研究 ●小沢川小水力発電推進

### 1-2 環境や人にやさしい交通社会の形成

- 自転車市民共同利用の推進 ●ノーマイカーの推進 ●環境配慮型車両の普及啓発 ●次世代自動車購入への支援検討
- 地域公共交通の促進

### 1-3 リニア時代を見据えた低炭素な地域づくり

- グリーン経済の推進(環境と経済の一体化) ●省エネルギー住宅の研究・普及 ●リニア駅周辺整備における低炭素化の推進
- 中心市街地低炭素化の研究 ●排出権取引の推進

### 1-4 未利用エネルギー等の利活用の推進

- 未利用エネルギーの情報収集 ●未利用エネルギーの研究・調査

社会の低炭素化の推進は、地球温暖化対策を念頭に置き、良好な環境と生活の利便性を両立させながら、安全、安心で快適に暮らせる社会づくりを目指すものです。再生可能エネルギーを普及、促進する様々な活動を一層推進するとともに、将来的な活用を念頭においた未利用エネルギーなどの研究を進め、併せて、環境や人にやさしい移動手段への転換促進に取り組み、「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」を軸に、環境と経済の好循環を生むことが必要です。

また、それぞれの主体が、より一層の省エネルギーを推進していくとともに、エネルギー効率の高いトップランナー機器などを活用し、飯田市独自の低炭素住宅仕様の構築とそれに基づく制度運用により、市内建築物の低炭素化を行うとともに、リニア駅周辺整備基本計画(リニアデザインノート)や中心市街地活性化基本計画においても、リニア時代を見据えた環境に配慮した地域づくりを目指していきます。

## 2 指標の達成状況

指標番号	目的の達成度を表す指標	単位	令和2年度目標値	令和2年度実績値	達成状況
1	飯田市全体が排出する温室効果ガスの排出量※1	t-CO <sub>2</sub>	※令和元年度目標値 617,787	※令和元年度実績値 530,477	◎
2	再生可能エネルギー利用等による温室効果ガスの削減量	t-CO <sub>2</sub>	28,430	37,996	◎
3	市内の太陽光発電電力量が一般家庭の年間電力消費量に占める割合	%	25.76	35.72	◎
4	環境負荷低減活動を継続的に実施している市民の割合	%	100.0	80.9	×
5	環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業所数	所	225	210	△
6	一世帯あたりの温室効果ガス平均排出量※1	t-CO <sub>2</sub>	※令和元年度目標値 3.19	※令和元年度実績値 3.19	○
7	飯田市内の森林管理による温室効果ガスの吸収量	t-CO <sub>2</sub>	4,288	7361	◎

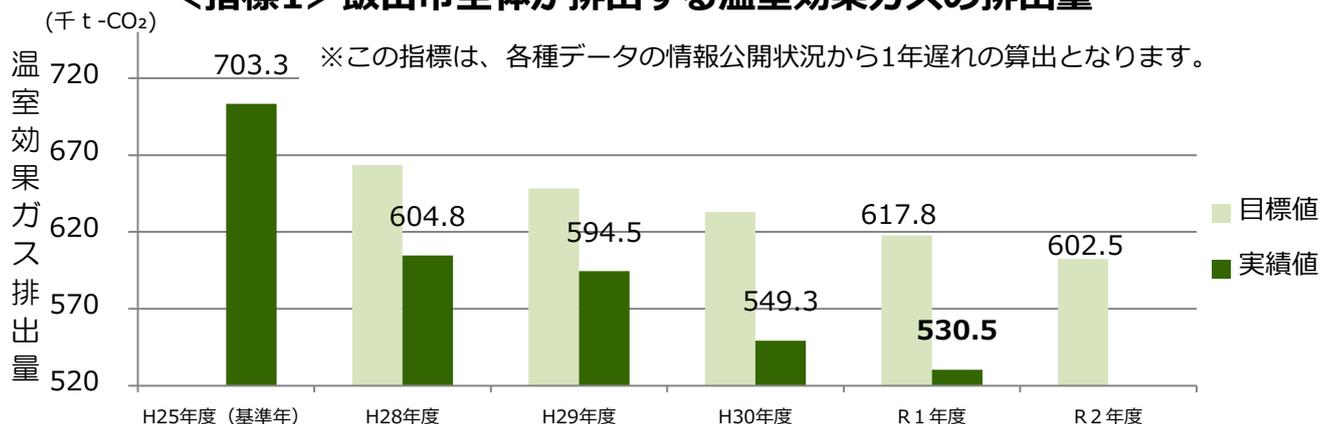
※指標番号1及び6は、1年遅れでの算出となるため、令和元年度の目標値と実績値です。

◎：目標以上の達成

○：目標達成

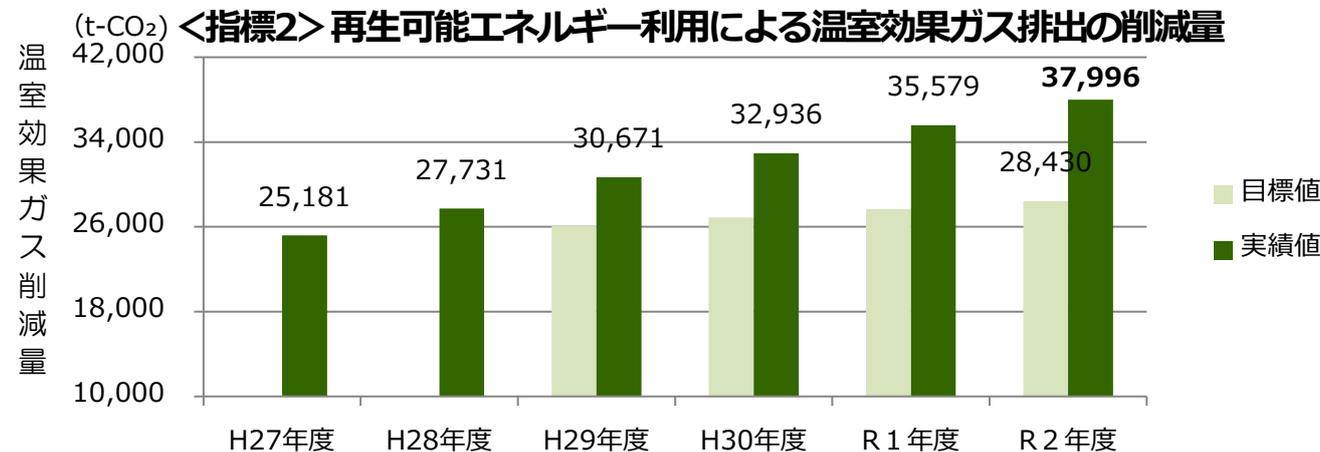
△：目標未達成だが上昇傾向 ×：目標未達成で横ばいまたは下降傾向

### <指標1> 飯田市全体が排出する温室効果ガスの排出量



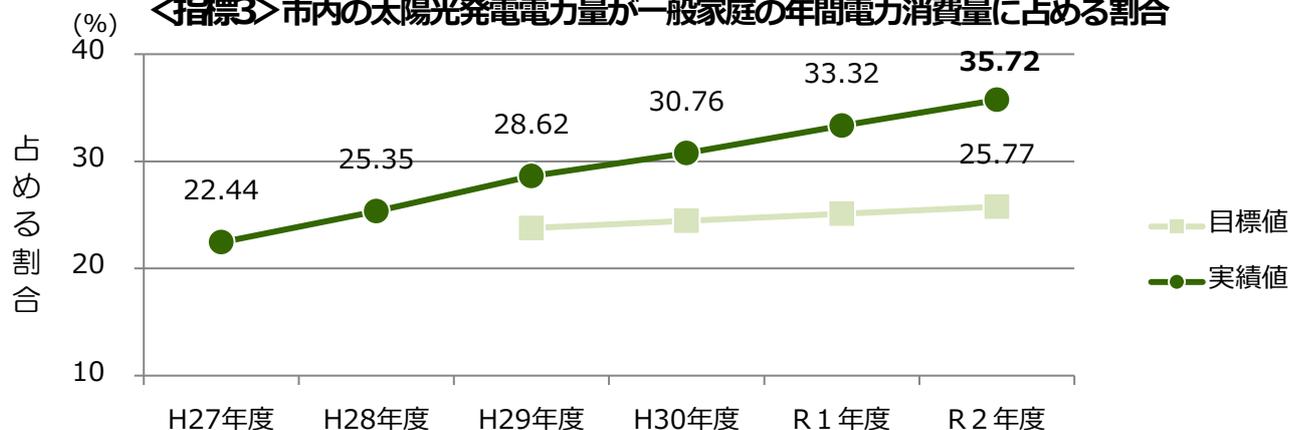
飯田市全体が排出する温室効果ガスの排出量は、「産業部門」、「民生業務部門」、「民生家庭部門」、「運輸部門」、「森林吸収部門」の各データから算出しています。計画当初より、目標値よりも温室効果ガスの排出量を抑制しており、令和元年度も減少傾向を継続させるとともに目標も達成となりました。

### <指標2> 再生可能エネルギー利用による温室効果ガス排出の削減量

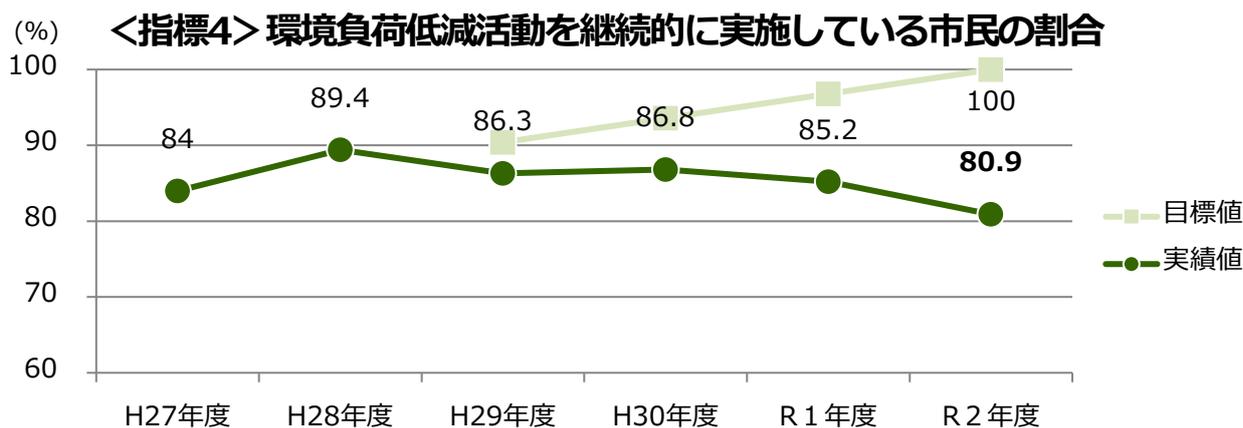


飯田市内で、どの程度温室効果ガスの削減効果が生じているかを、再生可能エネルギー利用機器の設置実績等に基づいて算定しています。令和2年度も継続して再生可能エネルギー機器設置に対する補助金の交付など普及を行ったこともあり、目標値を大幅に上回る削減量となりました。

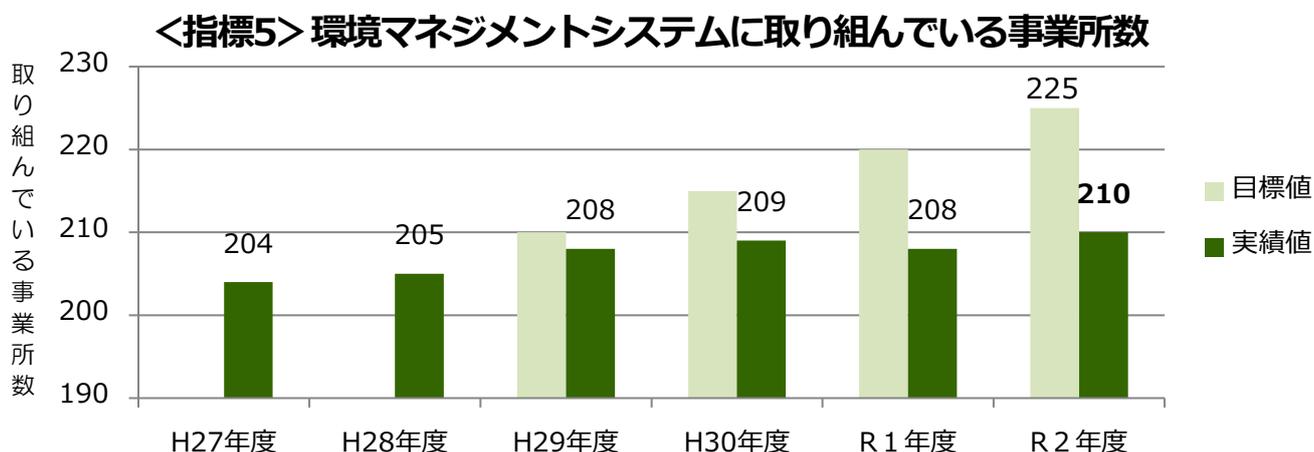
### <指標3> 市内の太陽光発電電力量が一般家庭の年間電力消費量に占める割合



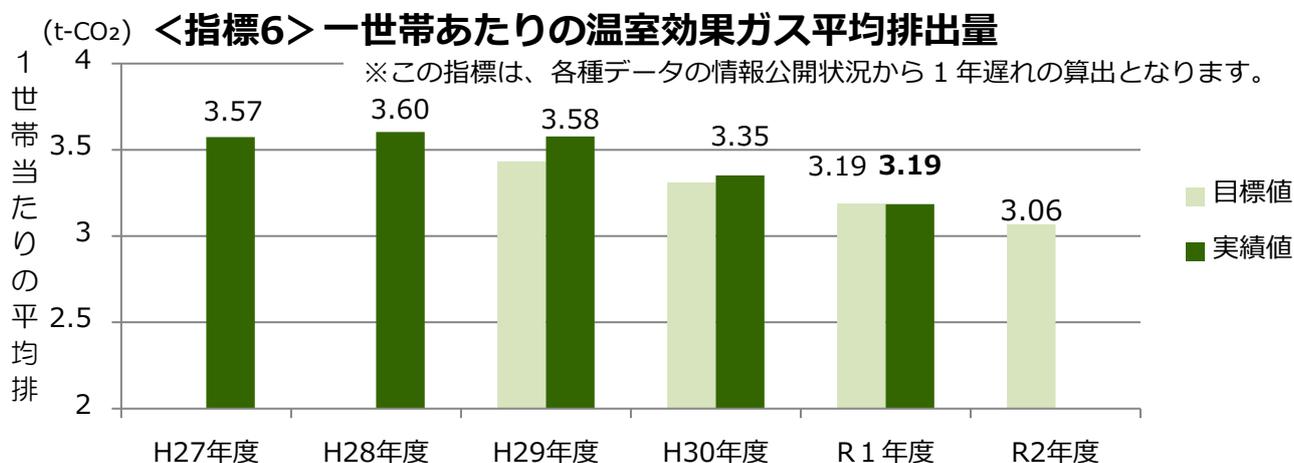
太陽光発電由来の電力を市内の世帯がどれだけ使用しているかを示すこの指標は、計画当初より、目標値を上回る数値で推移しており、令和2年度も上昇傾向を継続し目標値を上回る結果となりました。



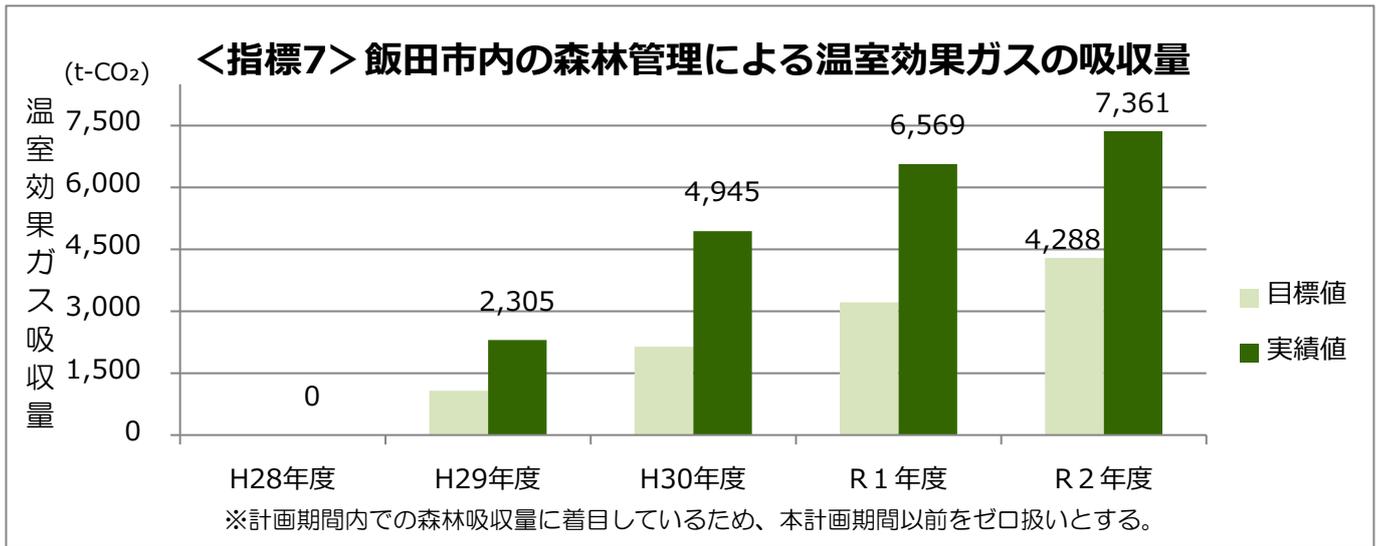
市民の中から無作為に 1,000 人を抽出し実施している「環境に関する市民アンケート」の「省エネや節電のための取組を心掛けていますか」の問いに対し、よくしている、時々していると回答した人の割合を指標としています。計画当初から減少傾向で、令和 2 年度はさらに目標値を下回る結果となりました。



令和 2 年度は、「南信州いいむす 21」への新規登録事業所が 2 社あり実績値増となりましたが、世界的に環境マネジメントシステム ISO 14001 の認証取得が 2006 年をピークに減少傾向にあることなども影響し、依然として目標値を下回る結果となりました。



「民生家庭部門」の温室効果ガス排出量を、飯田市の当時の世帯数で割って算出しています。平成 29 年度から減少傾向を継続させるも目標に未達の状態でしたが、令和元年度は目標値に達する数値となりました。



飯田市内の森林管理に関する活動を行うことで、森林が温室効果ガスを吸収する機能改善による温室効果ガス吸収量を示しています。この指標は、計画期間内での森林吸収量に着目しているため、本計画以前をゼロ扱いとしています。計画当初より順調に推移しており目標を大幅に上回る結果となりました。

### 3 具体的取組の実施状況

#### <基本的方向 1-1 再生可能エネルギーによる持続可能な地域づくり>

##### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 上村地区で、小水力発電所が完成し、売電収益を活用した地域振興事業が実施されています。
- 地域環境権条例を活用し、多くの地域が小水力発電やバイオマス発電等の再生可能エネルギー事業に取り組み、地域の課題解決に結びついています。
- 太陽光発電設備で発電された電気は、蓄電することが主流となりつつあり、商用電力の消費量は減少を始めています。太陽熱温水器は、毎年一定の需要のもと普及拡大しています。
- 木質バイオマス機器の設置が進み、毎年一定数普及拡大しています。
- 小型木質バイオマス発電による地域公共再生可能エネルギー活用事業に取り組んでいます。
- 売電を伴うマイクロ水力発電所が市内で稼働を始めたことをきっかけに、多くの地域でマイクロ水力発電導入の検討が開始されています。



##### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の実施状況	次年度に向けた課題及び取組	
<p>●小水力発電所建設に向けた取組みへの支援を継続して行う</p> <p>小沢川小水力発電事業について、国が計画する小沢川新砂防堰堤築造工事計画との事業検証及び調整を行い、事業に同調することで事業計画に大きなメリットが生じることから、事業工程を国に合わせ進めることとしました。それに伴い、これまでの設計成果を基に詳細設計変更に着手しました。</p>	<p>小沢川小水力発電事業は、今後は、国県等関係機関の各種許認可を取得するとともに、令和 3 年度中に固定価格買取制度 (FIT) に基づく単価取得を行う予定であり、発電所建設工事に着手できるよう市としても継続して支援していきます。</p>	
<p>●地域が行う再生可能エネルギー事業への取組み支援を行いそのノウハウの蓄積や体系化を行う</p> <p>新たに川路地区、鼎地区の計 2 件を地域公共再生可能エネルギー活用事業として認定し、鼎地区では初めて取り組むこととなりました。これまでの認定件数は 19 件となり、徐々にではありますが、再生可能エネルギーを活用した地域づくりの輪は広まりつつあります。</p>	<p>地域環境権条例を活用した再生可能エネルギー活用事業に新たに取り組む地区の支援などを行います。また、FIT 制度を活用しない新たな地域公共再生可能エネルギー活用事業のスキームについて研究するとともに、今まで認定した地域公共再生可能エネルギー活用事業の運営について必要な支援を行います。</p>	

<b>●木質バイオマス資源の賦存量及び利用可能量を把握する</b>		○
公共施設への木質バイオマス活用機器の導入として、市内の小学校へ10台、自治振興センターへ2台、図書館へ2台、児童館へ1台の計15台のペレットストーブを導入しました。また、民間向けバイオマス活用機器設置への助成として、ペレットストーブ5台、薪ストーブ14台の計19台の設置に対する補助を行いました。	公共施設へのペレットストーブの導入は、政策効果を最大限発揮できるように、メンテナンスと既存機器の更新を中心に取組を進めます。また、民間向け木質バイオマス活用機器は、使用・手入れ方法や炎のある暮らしの良さを伝えるなど、工夫した普及啓発を行います。	
<b>●新たな木質バイオマス活用モデルの構築及び展開を図る</b>		○
公共施設への木質バイオマス活用機器の導入として、市内の小学校へ10台、自治振興センターへ2台、図書館へ2台、児童館へ1台の計15台のペレットストーブを導入しました。また、民間向けバイオマス活用機器設置への助成として、ペレットストーブ5台、薪ストーブ14台の計19台の設置に対する補助を行いました。(再掲)	地域環境権条例に基づき、固定価格買取制度の買取価格の低下の少ない木質バイオマスを活用した発電事業の実施の支援を行います。	
<b>●小水力発電の新たな開発可能性地点の把握など、太陽光発電以外の再生可能エネルギー利用を推進するための新たな開発可能性調査を実施する</b>		○
新たに民間事業所が、1級河川(野底川)を活用した小水力発電の実施設計を行いました。また、新たにバイオガス発電について情報収集を行い、生ごみを活用した発電について可能性の検討をスタートさせました。	未利用再生可能エネルギーを研究し、地域への導入に向けて情報収集を継続し、再生可能エネルギーを利用したコージェネレーションシステムの面的利用について研究します。また、小水力発電の新たな適地を検討します。	
<b>●太陽熱など再生可能な熱エネルギー資源の新たな利用形態の検討及び実践に取り組む</b>		○
太陽熱温水器6件の設置に対する補助を行いました。	地域の地理的条件を活かし、エネルギー変換効率の高い太陽熱エネルギー等の普及拡大と、新たな利用形態の検討を引き続き進めます。	
<b>●太陽光発電の新たな利用の検討及び利用モデルの構築を図る</b>		○
太陽光発電設備108件及び蓄電システム121件(うち太陽光発電設備と蓄電システムとの同時設置54件)の設置に対する補助を行いました。また、地域の民間事業者との公民協働による市民共同発電事業を推進し、環境意識の向上をはかりました。	固定価格買取制度の買取価格が下落するなか、市民の太陽光発電設備の設置意欲にブレーキがかからないよう蓄電システムの普及にも注目し、エネルギーの域産域消を進めます。	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

### (3) 対応する事務事業(資料編参照)

- No.150 環境モデル都市行動計画進行管理事業
- No.151 おひさまのエネルギー利用推進事業
- No.152 もりのエネルギー利用推進事業
- No.153 地域エネルギーマネジメント事業

## <基本的方向 1-2 環境に優しい交通社会形成>

### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 市民の環境意識の高まりや、ランニングコスト等の金銭的なインセンティブ等から、より多くの市民が次世代自動車を選択しています。
- 公共交通は、環境意識の高まりや利便性の向上、地域の実情に即した公共交通空白地域の解消への取組みなどから、僅かずつではありますが利用者が増えています。また、リニア中央新幹線開通に向けた効果的な公共交通との接続の研究や、既存公共交通の新たな活用方法などの研究も進んでいます。
- 自転車市民共同利用システムによる電動アシスト自転車、スポーツバイクの乗車体験から、徐々に自転車の利用者が増えています。また、生活していく上で健康寿命が現在以上に重要な要素として位置づけられ、ロコモティブシンドローム等の考え方が浸透し、利用者が増え始めています。



### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の実施状況	次年度に向けた課題及び取組	
<p>●次世代自動車を選択する市民を増やしていくための情報収集、情報提供およびインセンティブの研究を行う</p>	○	
<p>電気自動車による低炭素車両の運行実証を継続するとともに、電気事業者、バス事業者との協働により、市民バス循環線において「EVバス運行実証」を開始しました。また、新たなモビリティ検討チーム勉強会を3回開催し、自動運転とMaaSの研究に取り組みました。</p>	<p>EVバスの運行実証から、環境にやさしい交通と域産域消に向けたエネルギーマネジメントのあり方を研究していきます。</p>	
<p>●継続したノーマイカー通勤運動の展開や公共交通への乗り換えを促進する</p>	○	
<p>「地域ぐるみ環境ISO研究会」が地球温暖化防止に向けて取り組んでいる環境一斉行動を支援し、事業所・市民・行政が一体となり、地域ぐるみで温室効果ガスの削減への取組を行いました。（詳細は以下に掲載）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、ノーマイカー運動からエコドライブの推進に転換させ展開しました。今後も、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の視点を最優先し、取組を展開していきます。</p>	
<p>●市と地域ぐるみ環境ISO研究会が連携し、ノーマイカー運動を広く市民参加の取組にするよう検討する</p>	○	
<p>環境一斉行動週間を年度内に5回実施し、各回でノーマイカーやエコドライブの取組を展開しました。                  20 春 参加者：5,318 人／ノーマイカー：8,082 回                  20 夏 参加者：5,992 人／エコドライブ：26,679 回                  20 秋 参加者：5,653 人／エコドライブ：26,546 回                  20 冬 参加者：7,420 人／エコドライブ：19,096 回                  21 春 参加者：5,172 人／エコドライブ：17,320 回</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、ノーマイカー運動からエコドライブの推進に転換させ展開しました。今後も、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の視点を最優先し、取組を展開していきます。（再掲）</p>	

●公共交通の利便性の向上による利用促進に取り組む		○
飯田市地域公共交通改善市民会議を2回開催し、バス・乗合タクシーの運行、利用促進について協議し、乗り方教室及び公共交通の日（バス運賃割引）を9日間実施するなど、新たなバス利用者の確保に取り組みました。また、乗合タクシー山本西部山麓線の本格運行を令和2年4月から開始しました。	新型コロナウイルス感染症の影響で、バス・乗合タクシーの利用者数は285,275人となり、前年度比23.7%・年間延べ88,436人減少しました。また、地域公共交通改善市民会議及び部会において、利用しやすい公共交通について協議を行います。また、リニア時代を見据えた、二次交通のあり方について検討を進めます。	
●自転車市民共同利用システムの運営および新規利用者の掘り起こしを行う		○
低炭素な交通手段への転換を推進するため、市民の自転車利用促進を目的とした自転車市民共同利用システムを運用し、年間利用回数延べ11,058回、走行距離51,738kmの利用がありました。	事業開始から12年目を迎えた自転車市民共同利用システムについては、老朽化した車体の適正管理による安全性確保を行いつつ、新たなあり方を検討していきます。	
●リニア駅周辺整備検討会議を軸とした公共交通のありかたなどを検討する		○
中部電力との協働事業として、EVバスを市内循環線で運行をスタートさせました。南信州交通問題協議会にも地域ぐるみ環境ISO研究会参画事業所として出席し、飯田市のみならず飯田下伊那全体での公共交通の在り方について協議を行いました。	EVバスの実証実験を継続しながら、レジリエンスの強化を視野に入れたEVバスの活用方法を研究します。また、コロナ禍における公共交通し管理用の推進など、新しい生活様式に対応した環境にやさしい交通体系を検討します。	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No. 33 交通体系整備事業
- No.154 環境にやさしい交通社会形成事業
- No.157 環境改善活動推進事業

## ＜基本的方向 1-3 リニア時代を見据えた低炭素な地域づくり＞

### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 電力システム改革の第 3 段階を迎え、発送電分離が実現しています。また、エネルギー革新戦略(経産省平成 28(2016)年 4 月策定)によれば、固定価格買取制度による買取期間が終了する再生可能エネルギー電源が順次生じてくるため、再生可能エネルギー産業の再構築や低炭素電源が市場の中で適切に評価される取引制度が創出されています。その他、再生可能エネルギー熱を中心としたシステムの構築も検討がなされています。
- 国などの制度を活用して、市内企業の創エネルギーの積極的な取組みと、環境と経営にやさしい省エネルギーの推進がなされ、市内の産業界全体が、環境と経済の好循環によるグリーン経済の推進に取り組み、地域経済が活性化されています。
- 平成 31(2019)年度までに、国が新しい省エネルギー制度評価を構築し、中小企業の省エネルギーへの取組み支援や機器のトッパー制度の拡充、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング)、ZEHを含む建築物の省エネルギー化を徹底的に進めています。
- 市内の事業者、市民がトッパー機器などを活用した省エネルギーに積極的に取り組み、グリーン経済が推進されています。特に ZEH については、飯田市版 ZEH モデルが開発され、中心市街地の低炭素化も含めて、実証的に導入され始め、支援策もスタートしています。
- リニア駅周辺整備やリニア中央新幹線開通に伴う新たな街区開発において、低炭素エネルギー需給システムや低炭素機能を取り入れた交通体系を柱の一つにする低炭素街区の計画が策定されています。
- 排出権取引を見据えた渋谷区との協働による温暖化対策とそれに伴う地域間交流が活発に行われています。



### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度を取組状況	次年度に向けた課題及び取組	
<p>●<b>グリーン経済の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動における環境負荷低減のための設備改修の実施により、企業経営の安定化を図る</li> <li>・地域環境権条例を軸とした再生可能エネルギーによるコミュニティビジネスを醸成し、環境産業の創設に繋げる</li> </ul>	◎	
<p>新たに川路地区、鼎地区の計 2 件を地域公共再生可能エネルギー活用事業として認定し、鼎地区では初めて取り組むこととなりました。これまでの認定件数は 19 件となり、徐々にではありますが、再生可能エネルギーを活用した地域づくりの輪は広まりつつあります。(再掲)</p>	<p>地域環境権条例を活用した再生可能エネルギー活用事業に新たに取り組む地区の支援などを行います。また、FIT 制度を活用しない新たな地域公共再生可能エネルギー活用事業のスキームについて研究するとともに、今まで認定した地域公共再生可能エネルギー活用事業の運営について必要な支援を行います。(再掲)</p>	

<b>●省エネルギー住宅の研究と普及</b> ・産官学の研究により、省エネルギー住宅の飯田独自仕様の構築及び流通方法を検討する ・上記の省エネルギー住宅普及促進のため、総合的な仕組みづくりの構築について検討する		○
飯田市ZEHモデル推進協議会を設立し、市内建築物の省エネルギー性能を向上させる飯田市独自のガイドラインについて産学官で検討し、地域の気候風土にあった飯田版ZEH仕様を策定し、普及させる体制づくりと省エネ住宅改修への適用及び支援制度の研究を進めました。	飯田市の気候風土に合った建築物の省エネルギー化の制度を構築します。また、省エネルギーの見える化と把握方法を研究し、再エネ率の高い電気を利用するよう啓発します。	
<b>●リニア駅周辺における低炭素化の推進</b> ・リニア駅周辺整備の低炭素化を実現するためのエリアエネルギーマネジメント導入の検討を行う ・再生可能な熱エネルギーを中心とした熱供給システムについても研究を進める		○
リニア駅周辺整備検討会議に引き続き参画し、リニア駅周辺整備におけるエネルギー周りの論点の整理を行いました。熱エネルギーは、太陽熱温水器の普及は累計で506件となり、その普及は進んだものの、年間8件の補助にとどまり、普及の速度は鈍化しています。太陽熱以外の熱エネルギーは、情報収集にとどまりました。	リニア駅周辺の低炭素街区を構築し、面的利用など新たな再生可能エネルギー利活用を検討します。また、環境に特化した融資等による新たな地域エネルギー活用への誘導を行います。	
<b>●中心市街地低炭素街区研究</b> ・今までの研究結果も含め、ZEB、ZEHを含む建築物の省エネルギー化を推進する		○
市内建築物のZEHについて飯田市ZEHモデル推進協議会にて協議を行ってきましたが、ZEBの協議にまでは至りませんでした。中心市街地での低炭素街区は、検討の結果現段階では行わないこととなっているため、市内全体での適地として、リニア移転街区を環境共生住宅エリアとするため、補助制度を構築しました。	環境共生住宅エリアへの補助制度を活用し、対象者へのZEH誘導を行うなど、飯田市版ZEHの普及やZEHリフォームの検討など、市内にZEHが普及するよう制度を構築します。また、ZEHで検討したデータを活用しながら、ZEBの制度設計を行います。低炭素でレジリエントなグリッドを研究します。	
<b>●排出権取引の推進</b> ・将来的な温室効果ガスの排出権取引も視野に入れ、渋谷区との地域間交流を活発化させる		△
渋谷区とのみどりの環交流は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となり、次年度以降の交流や将来的な共生を見据えた方策について渋谷区と協議しました。	森林の価値を共有する都市部との地域間交流について、渋谷区との交流事業を通じて、新たな地域資源の発掘と魅力発信を行うとともに、将来的な共生について協議を進めます。	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No. 46 リニア駅周辺整備事業
- No.150 環境モデル都市行動計画進行管理事業
- No.152 もりのエネルギー利用推進事業
- No.155 省エネルギー推進事業
- No.203 起業家育成支援事業
- No.204 中小企業金融対策事業

## ＜基本的方向 1-4 未利用エネルギー等の利活用の推進＞

### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 市内の、電気、熱の需要および供給状況や、現況の建物や工場などのエネルギー使用状況と未利用エネルギー賦存量の調査を行い、地域エネルギーマップが作成されています。
- 太陽光、水力、バイオマス等の各賦存量調査を行い、地域内での再生可能エネルギー導入可能量を把握しています。
- 地域に賦存する未利用エネルギー量や再生可能エネルギー量の把握結果に基づき、将来的な活用方針が策定されています。



### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の実施状況	次年度に向けた課題及び取組	
<b>●未利用エネルギー等についての情報を収集する</b>		△
未利用エネルギーとして、生ごみを活用したバイオガス発電について、全国で展開している事業者から情報収集を行いました。	未利用エネルギーの主要素である熱利用は、ヒートポンプによる空気の熱を活用した温水器は広く普及しているものの、他の排熱利用は社会実装されるまでには至らず、全国的にも社会実験程度でとどまっていることもあり、今後さらなる情報収集が必要です。	
<b>●既存のエネルギーシステムとの複合的なエネルギー供給や需給インフラを踏まえた未利用エネルギー利用のあり方などを研究する</b>		○
令和元年度に実施した「市内建物エネルギー消費実態調査」の結果をさらに独自でクロス集計を行い、21' いいだ環境プラン第 5 次改訂版へ反映させました。	現在のエネルギーは、電気、ガス、灯油、ガソリンなどがありますが、未利用エネルギーを活用できる機器の普及が進まない中、再生可能エネルギーの導入を先に進めていくことが必要です。また、飯田版スマートグリッドの構築とグリッド内の住まい方を研究します。	
<b>●飯田市で有効な未利用エネルギーの賦存量調査とその見える化（地域エネルギーマップ作成など）の調査、研究を行う</b>		△
未利用エネルギーは様々な種類がありますが、その導入においては全国的に進んでおらず、インシヤルコストが高額です。使用するエネルギーの種類や使用状況をどのようにすれば適切なのかが不透明な状況であるため、賦存量調査も進みませんでした。	未利用再生可能エネルギー、新エネルギーを研究します。	

●公共施設の改修などの機会をとらえた有効な未利用エネルギー普及に向けた先導的な実証のための取り組みを推進する

△

公共施設建替の際には太陽光発電設備の導入は検討することとなっていますが、改修時の導入は、検討の俎上に上がらないケースがほとんどです。太陽光のみならず、木質バイオマス機器などは導入実績があるものの、その他の未利用エネルギーで活用できるものを情報収集し、今後も検討していく必要があります。

地域産再生可能エネルギーの販売情報を提供するなど再エネ比率の高い電力の利用と情報発信を行います。また、非常時における地域での蓄電池の活用を検討します。

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

**(3) 対応する事務事業（資料編参照）**

- No.151 おひさまのエネルギー利用推進事業
- No.152 もりのエネルギー利用推進事業
- No.153 地域エネルギーマネジメント事業
- No.155 省エネルギー推進事業

## 基本的方向 2 エコな「ライフ&ワーク」スタイルの推進

### 1 基本的方向とその具体的取組

#### 2-1 家庭における環境負荷低減活動の推進

- 省エネルギー住宅の普及啓発
- エコライフの普及啓発
- 環境拠点の運営
- 雨水の有効利用の促進

#### 2-2 事業活動における環境負荷低減活動の推進

- 地域ぐるみ環境 ISO 研究会の活動推進
- 環境マネジメントシステムの運用・推進
- 雨水の有効利用の促進

#### 2-3 学校・保育園における環境負荷低減活動の推進

- 学校のいいむす 21・保育園のいいむす 21 の運用・推進
- 雨水の有効利用の促進

#### 2-4 地域活動における環境負荷低減活動の推進

- 市民活動への支援と協働

私たちは、自らの生活が自然や環境にマイナスの影響を与えているということを認識して、水やガス、電気などの資源やエネルギーを使いすぎたり、まだ使える物を簡単に捨てたり、不要なものを買うことを止めるなど、これ以上環境問題を深刻化させないために、環境への負荷を低減する取組みを実践することが重要です。このような、日常生活や事業活動を見直して、環境に配慮した行動へ変革するのがエコなライフ&ワークです。地球温暖化防止のために再生可能エネルギーを積極的に利用することや、無駄なエネルギー利用の抑制を日常生活や事業活動の中で習慣化することで、社会資本を含めて低炭素化に取り組むことが必要です。そのためにも、環境を意識した行動へ変換する取組に対する支援策も含めた仕組みづくりが求められています。

### 2 指標の達成状況 ※基本的方向 1 と同指標

指標番号	目的の達成度を表す指標	単位	令和 2 年度 目標値	令和 2 年度 実績値	達成 状況
1	飯田市全体が排出する温室効果ガスの排出量※1	t-CO <sub>2</sub>	602,522	530,477	◎
2	再生可能エネルギー利用等による温室効果ガスの削減量	t-CO <sub>2</sub>	28,430	37,996	◎
3	市内の太陽光発電電力量が一般家庭の年間電力消費量に占める割合	%	25.76	35.72	◎
4	環境負荷低減活動を継続的に実施している市民の割合	%	100.0	80.9	×
5	環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業所数	所	225	210	△
6	一世帯あたりの温室効果ガス平均排出量※1	t-CO <sub>2</sub>	3.06	3.19	○
7	飯田市内の森林管理による温室効果ガスの吸収量	t-CO <sub>2</sub>	4,288	7361	◎

◎：目標以上の達成

○：目標達成

△：目標未達成だが上昇傾向 ×：目標未達成で横ばいまたは下降傾向

※1 温室効果ガスの排出量は、1 年遅れでの算出となる

### 3 具体的取組の実施状況

#### <基本的方向 2-1 家庭における環境負荷低減活動の推進>

##### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 建築関係業者の環境配慮型住宅に対する知識や技術がさらに高まり、省エネルギー住宅の普及に向けた取組みが広く展開されています。
- 環境問題への関心が高まり、省エネルギーを意識したライフスタイルに変化しています。節電、節水、エコドライブ、リサイクルの徹底など、環境を意識した日常生活が習慣化されています。
- 「りんご並木のエコハウス」の来場者に、エコハウスのメリットを直接体験してもらうことで、環境配慮型住宅の普及に繋げるとともに、低炭素なまちづくりの重要性が浸透しています。
- 「旧飯田測候所」が環境教育の拠点として、環境人材を育成し、環境に関する情報を発信しています。



##### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の取組状況	次年度に向けた課題及び取組	
● 「りんご並木のエコハウス」などを活用し、省エネルギー住宅の普及啓発を行う		○
りんご並木のエコハウスを活用した日常生活における低炭素活動の普及を図るため、エコカフェ事業、エコライフコーディネーターによる啓発事業などを行いました。	エコハウスの来場者が減少傾向にあります。今後は、指定管理者と連携し、飯田版 ZEH の普及活動や生活者視点でエコライフを呼びかける質的向上を追求する取組が必要です。	
● 省エネルギー、節水、節電など環境負荷低減活動を推進し、その成果の見える化と把握方法について研究する		○
令和元年度に実施した市内エネルギー消費実態調査結果の分析を行い、21' いいだ環境プランへの反映及び協力者への周知を行いました。	省エネセミナーを引き続き開催し、行動に結びつくよう継続的に支援していきます。	
● 「旧飯田測候所」を活用した環境関連の学習やセミナーなどを行う		○
旧飯田測候所の適切な管理に努め、環境教育の拠点となる事業及び地域と協働したコミュニティ活動を創出するよう指定管理者とともに運営しました。	環境人材の育成の場となるような環境学習の機会を創出し、環境に対する市民の意識を向上させる必要があります。また、登録有形文化財として有効に活用すべく、施設整備計画を含めた施設のあり方を検討します。	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

##### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.150 環境モデル都市行動計画進行管理事業
- No.155 省エネルギー推進事業
- No.156 エコライフ啓発普及事業

## ＜基本的方向 2-2 事業活動における環境負荷低減活動の推進＞

### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- ISO 14001 や地域独自の環境マネジメントシステム「南信州いいむす 21」などに取り組む事業所数が、現在より増えています。
- 上記以外の事業所でも、「地域ぐるみ環境 ISO 研究会」などの呼びかけによるノーマイカー運動などの一斉行動などに取り組み、地域全体での環境改善活動が行われています。



### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の実行状況	次年度に向けた課題及び取組	
<b>● 地域内の事業所が、経営環境及び力量に応じた ISO 14001 や地域独自の環境マネジメントシステム「南信州いいむす 21」などに取り組む</b>		◎
<p>「南信州いいむす 21」では、下伊那の町村にも取り組みの支援を行い、3 町村（高森町、阿南町、泰阜村）及び 2 事業所が新規登録となりました。今後も取組事業所の拡大を図ることが必要です。</p> <p>また、環境一斉行動週間を年度内に 5 回実施し、各回でノーマイカーやエコドライブの取組を展開しました。</p> <p>20 春 参加者：5,318 人／ノーマイカー：8,082 回                  20 夏 参加者：5,992 人／エコドライブ：26,679 回                  20 秋 参加者：5,653 人／エコドライブ：26,546 回                  20 冬 参加者：7,420 人／エコドライブ：19,096 回                  21 春 参加者：5,172 人／エコドライブ：17,320 回（再掲）</p>	<p>事業活動において、SDGs への取組が求められるようになってきているため、地域ぐるみ環境 ISO 研究会の中でも議論を重ね、「南信州いいむす 21_SDGs 版」のマニュアル作成を始めています。</p>	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.157 環境改善活動推進事業

## ＜基本的方向 2-3 学校・保育園における環境負荷低減活動の推進＞

### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 現在、市内の小中学校において運用されている「学校のいいむす 21」、公立保育園において運用されている「保育園のいいむす 21」が、さらに教育に特化し運用しやすいよう、システム改善が進んでいます。それを基に、私立の保育園、幼稚園においても環境改善活動の輪が広がっています。
- 南信州地域の高校全 8 校で「南信州いいむす 21」が運用され、高校における環境改善活動の輪が広がっています。



### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度を取組状況	次年度に向けた課題及び取組	
<p>●「保育園いいむす 21」「学校いいむす 21」は、市全ての組織・施設への取組拡大を目指して、「いいむす 21」から進化し定着してきている。この独自システムを ISO 14001 の 2015 年版規格改定に合わせ、対象が園児や児童、生徒であることや、保育・教育現場であるといった特殊要因を踏まえどのようにシステム改善していくか、どのように特化していくか検討を進める。</p>	◎	
<p>令和元年度に、保育園いいむす 21 に取り組む市内の公立保育園 17 園が、南信州いいむす 21 へ取組を移行すると同時に、当地域の事業所の中でも、SDGs に対する取組が求められるようになってきたことから、南信州いいむす 21 の SDGs 版の検討を始めました。</p>	<p>学校、保育園、市町村など、多くの行政体がいいむす 21SDGs 版の検討を加速させ、展開していく必要がある。そのため、飯田市では自己適合宣言で運用する ISO14001 をいち早く SDGs への取組の進捗管理を行うツールとして捉え先行して運用していく準備を進めている。</p>	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.157 環境改善活動推進事業

## <基本的方向 2-4 地域活動における環境負荷低減活動の推進>

### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 地域団体の環境負荷低減活動が広く市民へ浸透しています。
- 地域における持続可能な社会を実現するための環境負荷低減活動が、市民生活の中に定着しています。
- 地域団体の自主的な取組みが、地域ぐるみでの活動となり、日常生活における温室効果ガスの削減の成果が現れています。



### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の実施状況	次年度に向けた課題及び取組	
<p>● 日常生活において、幅広い環境負荷低減活動が行えるよう各種団体が集い交流する場を創出し、市民への普及啓発を協働して取り組む</p>	◎	
<p>地域ぐるみ環境 ISO 研究会の実施する「環境一斉行動週間」に事務局として携わり、年度内に 5 回開催しました。また、飯田エフエム放送と共同でラジオ番組「COOLCHOICE」を制作し、日ごろ行える省エネの取組を中心に、環境負荷低減活動の普及啓発を行いました。</p>	<p>環境一斉行動週間は、参加事業者や人数が増得てきていますが、環境負荷低減に向けた案内や集計のペーパーレス化や簡素化が求められています。地域ぐるみ環境 ISO 研究会では、スマートフォンで報告が可能なソフトを制作するなど研究を開始しており、今後より取組の輪を広げていくためにも研究を継続していく必要があります。</p>	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.143 環境衛生事業
- No.150 環境モデル都市行動計画進行管理事業
- No.156 エコライフ啓発普及事業
- No.158 3R 推進事業

## 基本的方向 3 気候変動への適応

### 1 基本的方向とその具体的取組

#### 3-1 気候変動への「適応」に関する研究

- 気候変動に関する情報収集

#### 3-2 環境情報の適切な提供

- 温暖化対策のための外部機関との協働
- 環境モデル都市行動計画管理・報告
- 環境モデル都市としての情報発信
- 温室効果ガスの排出量の把握

地球温暖化防止のため、温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うことを「緩和」と言います。省エネルギーの取組みや、再生可能エネルギーなどの普及や植物による二酸化炭素の吸収源増加などが挙げられます。

これに対して、既に起こりつつある気候変動による影響への軽減の備えと、新しい気候条件を活用することを「適応」と言います。影響の軽減をはじめ、リスクの回避・分散・需要と、機会の利用を踏まえた対策のことで、渇水対策や農作物の新種の開発や、熱中症の早期警告インフラ整備などが例として挙げられます。

気候変動による影響は既に各分野で現れており、それぞれの対応策を強化すると同時に、最新の研究成果を活用して、将来の気候変動によるリスクを評価しながら、地域性と合致した中長期的な適応策を検討することが求められています。

### 2 指標の達成状況

基本的方向 3 では、活動内容や実績を重視し、管理指標は設定しません。

### 3 具体的取組の実施状況

#### <基本的方向 3-1 気候変動への「適応」に関する研究>

##### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 飯田市における気候変動による影響について、県の取組みと連携できる体制を整え、情報収集を行い、整備されています。
- 県の「信州・気候変動モニタリングネットワーク」から得られる気候変動の影響予測を、企業、大学、県などで構成する「信州・気候変動適応プラットフォーム」に提供し、各分野への影響について、産学官連携して気候変動の被害を抑える技術開発の検討を進めています。



##### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の取組状況	次年度に向けた課題及び取組	
<p>● 県などと協働して、気候変動に関する情報収集や、環境チェッカーによる調査結果などから動植物などに関する情報を収集する</p>	○	
<p>信州気候変動適応センターとの連携を深め、環境審議会の地球温暖化対策部会に参画いただくなど、専門的な知見からの意見やデータをどう計画に反映させることができました。</p>	<p>信州気候変動適応センターと今後も継続的に意見交換やデータの提供を受けるなど、より連携を深めて、政策に反映させていきます。</p>	
<p>● 市内の多様な主体の協働によるモニタリング体制を構築し、情報収集や分析による科学的知見の集積を行う</p>	◎	
<p>飯田市の環境政策を適正に推進していくため、有識者、市民などで構成する環境審議会を 4 回、専門部会を計 8 回開催しました。</p>	<p>20 地区での環境懇談会の開催、プラットフォーム構築に向けての各種団体との協議を行いながら、具体的な行動変容に向けた取り組みを加速化させていきます。</p>	
<p>● 飯田市版「気候変動適応計画」（仮称）の策定に向けた方向性の検討を行い、飯田市の各種計画の策定時や改定時に「適応」の視点を導入する</p>	◎	
<p>気候変動の適応策は、農業、健康、災害等の分野と深く関わるため、飯田市として気候変動適応計画を策定するよりは、当課が適応策の方針を策定した上で、気候変動問題に関係する政策分野の個別計画の中に、気候変動の適応の観点を盛り込んでもらうことが現実的であることから、21' いいだ環境プラン第 5 次改訂版ターゲット 5-6 の部分及び各分野別計画における適応策を合わせた総体を「飯田市気候変動適応計画」として決めました。</p>	<p>この計画には、随時適応策を定めた分野別計画を加えていくことになっているので、積極的な情報収集、定期的に照会を行うなどが必要です。</p>	

●研究機関などと連携し、適応策の研究に着手する	○
<p>信州気候変動適応センターとの連携を深め、環境審議会の地球温暖化対策部会に参画いただくなど、専門的な知見からの意見やデータをどう計画に反映させることができました。(再掲)</p>	<p>信州気候変動適応センターと今後も継続的に意見交換やデータの提供を受けるなど、より連携を深めて、政策に反映させていきます。(再掲)</p>

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.150 環境モデル都市行動計画進行管理事業

## <基本的方向 3-2 環境情報の適切な提供>

### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 緩和策と適応策の一体的な温暖化対策について、情報を整理し発信しています。
- 各種環境情報をわかりやすく整理し、環境教育や生涯学習の場でも学習教材として活用しています。



### (2) 取組目標に対する進捗状況

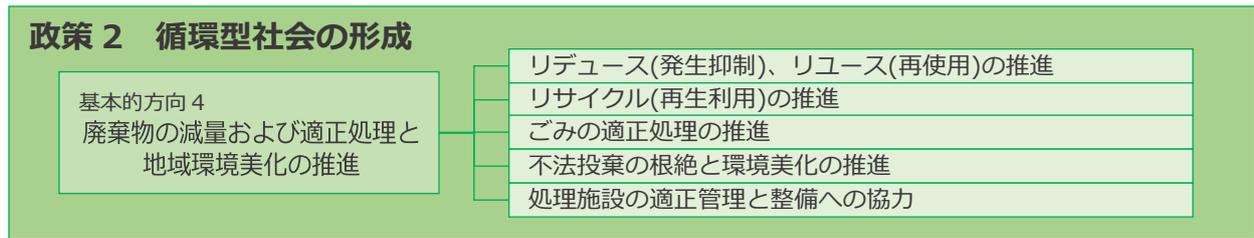
4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度を取組状況	次年度に向けた課題及び取組	
<b>● 気候変動に関する情報の適時適切な発信と啓発を行う</b>	◎	
21' いいだ環境プラン第 4 次改訂計画に基づく施策の進捗状況について環境レポートを作成し、公表しました。	環境審議会の意見を聴取しながら、21' いいだ環境プラン第 5 次改訂版の内容に沿って環境レポートの作成と公表をします。	
<b>● 温室効果ガスの排出量の把握分析に取り組む</b>	◎	
環境モデル都市行動計画における削減目標達成のための進捗確認と現状分析のため、産業・運輸・民生業務・民生家庭・森林吸収部門別の温室効果ガスの排出量の算定を行いました。	飯田市地球温暖化対策実行計画（第 3 次飯田市環境モデル都市行動計画）を策定し、中期目標として二酸化炭素排出量を 2030 年に 50%削減を掲げ長期目標には 2050 年ゼロカーボン（二酸化炭素排出量実質ゼロ）を掲げました。引き続き排出量の算定を行い進捗管理を図ります。	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.146 環境保全推進事業
- No.150 環境モデル都市行動計画進行管理事業

## 政策 2 循環型社会の形成



「循環型社会」とは、「廃棄物等の発生抑制」、「循環資源の循環的な利用」、「適正な処分の確保」によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、依然として最終処分場のひっ迫に影響を及ぼすなど廃棄物処理を取り巻く状況は厳しさを増しています。

さらに、廃棄物処理は、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

これらを受け、ごみ処理に伴う生活環境への負担の低減のため、廃棄物等の発生量の抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進を強力に進め、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」へと移行していく必要があります。

# 基本的方向 4 廃棄物の減量および適正処理と地域環境美化の推進

## 1 基本的方向とその具体的取組

### 4-1 リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進

- 2Rの啓発 ●レジ袋削減・マイバッグ持参運動の実施 ●事業系一般廃棄物の減量化 ●生ごみ処理機器の購入費の補助

### 4-2 リサイクル（再生利用）の推進

- リサイクルの啓発 ●資源ごみの収集運搬と処理 ●容器包装廃棄物の収集運搬と処理 ●リサイクルステーションの管理運営 ●資源回収団体への補助金の交付

### 4-3 ごみの適正処理の推進

- ごみの適正排出の啓発 ●ごみの収集運搬 ●ごみ集積所の管理運営 ●粗大ごみの戸別収集 ●ごみ処理費用負担制度の運用

### 4-4 不法投棄の根絶と環境美化の推進

- ポイ捨て等を防止するための啓発 ●ごみゼロ運動の実施 ●環境美化指導員及び不法投棄パトロール員による巡視活動 ●地域環境美化推進事業補助金の交付 ●地域環境美化活動への支援

### 4-5 処理施設の適正管理と整備への協力

- 一般廃棄物最終処分場の管理・運営 ●稲葉クリーンセンターの整備および運営への協力

我が国は、時代によって変化してきた廃棄物に関する課題に対して、法律の制定や改正などを行い、地方自治体、民間事業者、住民などと協力して適正な廃棄物処理と資源の有効活用を推進してきました。しかし、法整備がなされてきた現代社会においても、高度成長期から続く大量消費、買い過ぎ、作り過ぎや食べ残しなどによる過剰なごみが排出されていること、まだ使えるものがごみとして捨てられていること、再生利用できるものの一部がごみとして排出されていることなど、一部の不適正な排出により必要以上のごみを処理していることから、ごみ処理費用の増加をはじめ、環境への負荷が発生しています。

3Rの推進により廃棄物となるごみを減量するとともに、廃棄物となったごみを適正に処理し、最終的に処分するごみの量を減らしていくことが求められています。

一方、環境美化活動は、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐための取組であり、広い意味では、地球の温暖化防止や自然環境の保護などにもつながる身近で幅広い取組といえます。

今後も、多様な主体による環境美化活動に取り組み、不法投棄されにくい環境づくりをしていくことで、ポイ捨てや不法投棄の根絶をはじめ、地域における環境美化意識の醸成やごみのないきれいなまちの実現を目指していく必要があります。

## 2 指標の達成状況

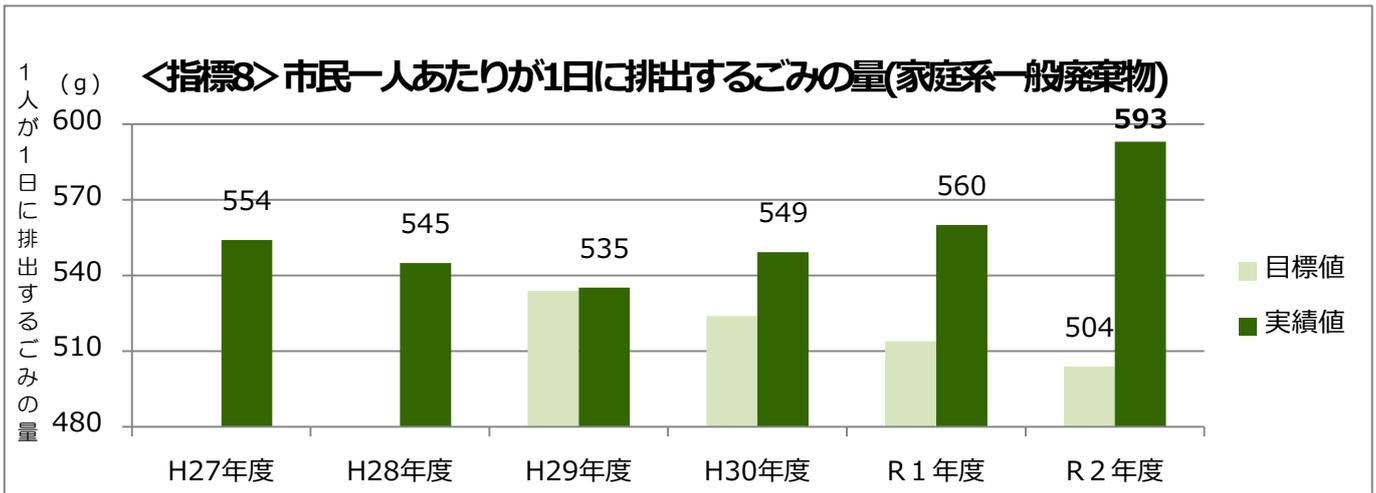
指標番号	目的の達成度を表す指標	単位	令和2年度目標値	令和2年度実績値	達成状況
8	市民一人あたりが1日に排出するごみの量（家庭系一般廃棄物）	g	504	593	×
9	環境美化活動に取り組んだ市民等（地域、事業所、団体、市民）の割合	%	33.3	18.5	×

◎：目標以上の達成

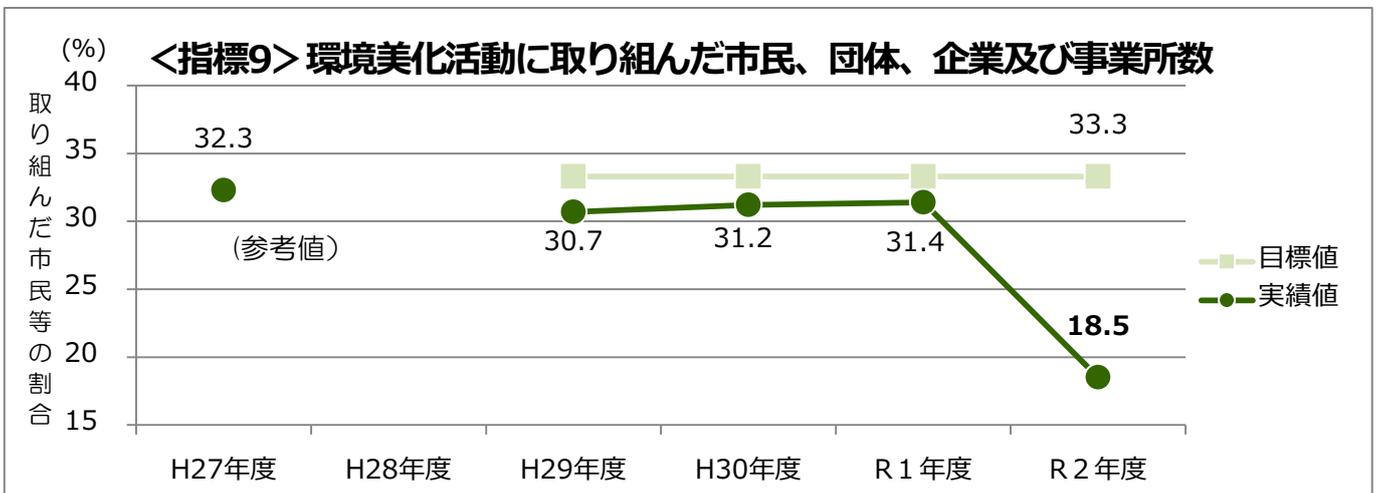
○：目標達成

△：目標未達成だが上昇傾向

×：目標未達成で横ばいまたは下降傾向



稲葉クリーンセンターへの移行後からの課題であった、再資源化可能な容器包装プラスチックや紙類が混入している実態が改善されておらず、新型コロナウイルス感染症拡大による、外出自粛やテイクアウト需要などが高まったことが家庭系一般廃棄物の大幅な増加につながっていると考えられます。



春のごみゼロ運動は 5 月 31 日を中心に、秋のごみゼロは 11 月 8 日を中心に地区ごと実施しました。のべ 18,403 人御参加いただきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で例年に比べ大きく減少しています。

### 3 具体的取組の実施状況

#### <基本的方向 4-1 リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)の推進>

##### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 市民の生活様式の中で、環境への配慮の視点が注目されるようになり、消費段階またはごみ処理の段階で、できる範囲で環境にやさしい取組が行われるようになっています。
- 使い捨て製品や過剰包装は、ごみの排出量を増やす原因であることを認識する市民が増え、ごみの発生量の抑制について考える社会に変化しています。
- まだ使えるものは長く使用しようとするが見直されています。



##### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の取組状況	次年度に向けた課題及び取組	
●リデュース（発生抑制）及びリユース（再利用）の啓発を行う		○
ごみリサイクルカレンダー、ごみ出しガイドブック等の継続した広報活動に加え、本年度は市広報の特集記事や、CATV による特集番組制作放送を行いました。加えて新たにスマホ向けに「ごみ分別アプリ」の発信など、新しい媒体の活用も開始しました。	切れ目なく、啓発活動を進めていきます。	
●マイバック持参運動の実施によるレジ袋の発生を抑制する		○
本年 7 月から国の施策により、レジ袋の有料化が開始されました。レジ袋の発生量は大幅に削減されていく見込みです。	レジ袋削減を始めの一歩とし、更に使い捨てプラスチック全般を削減していく活動に広めていきます。	
●家庭における食品ロスの削減に関する啓発を行う		○
食品ロス削減月間の 10 月を中心に、広報啓発活動を行いました。	引き続き啓発活動を実施していきます。	
●生ごみ処理機を活用した家庭生ごみの堆肥化や減量化を促進する		○
本年度は「生ごみ処理機器購入費補助事業」の要綱を見直し、補助額上限を 2 万円から 3 万円に増額し、補助対象回数の制限を撤廃するなどした結果、補助申請数も増加しました。	更に啓発活動を行い、生ごみ処理機器の普及啓発に努め、ごみとして排出される生ごみの抑制を図っていきます。	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

##### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.158 3R推進事業

## ＜基本的方向 4-2 リサイクル(再生利用)の推進＞

### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 市民の生活様式の中で、環境への配慮の視点が注目されるようになり、消費段階またはごみ処理の段階で、できる範囲で環境にやさしい取組みが行われるようになっています。
- 廃棄物の発生が少ない製品やリサイクル(再生利用)可能な製品など、環境への負荷の少ない製品を選択する機会が増え、リサイクル(再生利用)を意識した上で、ごみが処理される社会が形成されています。



### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の実施状況	次年度に向けた課題及び取組	
●不要となったプラスチック製容器包装、ガラスびんやペットボトル、金属や紙などの資源を収集し、再生利用を行う		○
市内大型店舗店頭における回収は引き続き増加しています。燃やすごみに混入していると推測される「容器包装プラスチック」については、徐々に回収量に回復基調がみられます。	再資源化を行う立場から、求められる「資源」としてのクオリティに沿うよう、市民の皆さんに分別基準を周知し、適正な排出をお願いしていきます。	
●3Rの推進や廃棄物の減量に関する啓発を行う		○
ごみリサイクルカレンダー、ごみ出しガイドブック等の継続した広報活動に加え、本年度は市広報の特集記事や、CATV による特集番組制作放送を行いました。加えて新たにスマホ向けに「ごみ分別アプリ」の発信など、新しい媒体の活用も開始しました。(再掲)	切れ目なく、啓発活動を進めていきます。(再掲)	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.158 3R推進事業

## ＜基本的方向 4-3 ごみの適正処理の推進＞

### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 適正なごみの分別と排出が浸透するなか、発生したごみが環境に配慮しながら適正に処理されています。



### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の実施状況	次年度に向けた課題及び取組	
● 3Rの推進及び廃棄物の減量化、適正な排出のための啓発活動を実施する		○
ごみリサイクルカレンダー、ごみ出しガイドブック等の継続した広報活動に加え、本年度は市広報の特集記事や、CATV による特集番組制作放送を行いました。加えて新たにスマホ向けに「ごみ分別アプリ」の発信など、新しい媒体の活用も開始しました。(再掲)	切れ目なく、啓発活動を進めていきます。(再掲)	
● 着実なごみの収集運搬を実施する		○
ごみ収集の委託業者との連絡を密に行い、安全で迅速、確実な回収体制を維持しています。	回収にあたって、より合理的な回収パターンを研究していきます。	
● ごみ処理費用負担制度を適切に運用する		○
「処分ごみ」と「資源ごみ」の差別化について、「ごみ処理費用負担制度」によって明確化し、運用しています。	「ごみ処理費用負担制度」の目的である、経済的な動機付けによるごみの減量について、その意義について市民の皆さんにご理解いただけるよう、周知啓発を図ります。	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.143 環境衛生事業
- No.160 ごみ適正処理事業

## ＜基本的方向 4-4 不法投棄の根絶と環境美化の推進＞

### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- ポイ捨てや不法投棄をされない環境づくりを目指し、多くの市民などが積極的に環境美化活動に取り組んでいます。



### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の取組状況	次年度に向けた課題及び取組	
<b>●不法投棄パトロール員や環境美化指導員による不法投棄パトロールを実施する</b>	○	
環境美化指導員（4 名）で平日毎日の巡回を行うとともに、市内各地区のパトロール員より毎月報告をいただき不法投棄の確認を行いました。	現状の体制を維持します。	
<b>●多様な主体による不法投棄防止のための取組を支援する</b>	○	
各地区で取り組まれる「環境美化推進活動」に対して補助制度を用いて支援を行いました。	各地区の活動事案について、特に成功事例などを情報共有し、全体の活動体制の実効性を向上していきます。	
<b>●ごみゼロ運動をはじめとする環境美化活動に取り組み、不法投棄されにくい環境をつくる</b>	○	
新型コロナ禍の影響で、参加人数がやや減少しましたが、本年度も取り組まれました。	回収ごみの量は毎年減少傾向にあり、モラルの向上は認められます。引き続き取り組んでいきます。	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.159 地域環境美化推進事業

## ＜基本的方向 4-5 処理施設の適正管理と整備への協力＞

### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 受け入れたごみが環境に配慮する中で適正に処理されています。



### (2) 取組目標に対する進捗状況

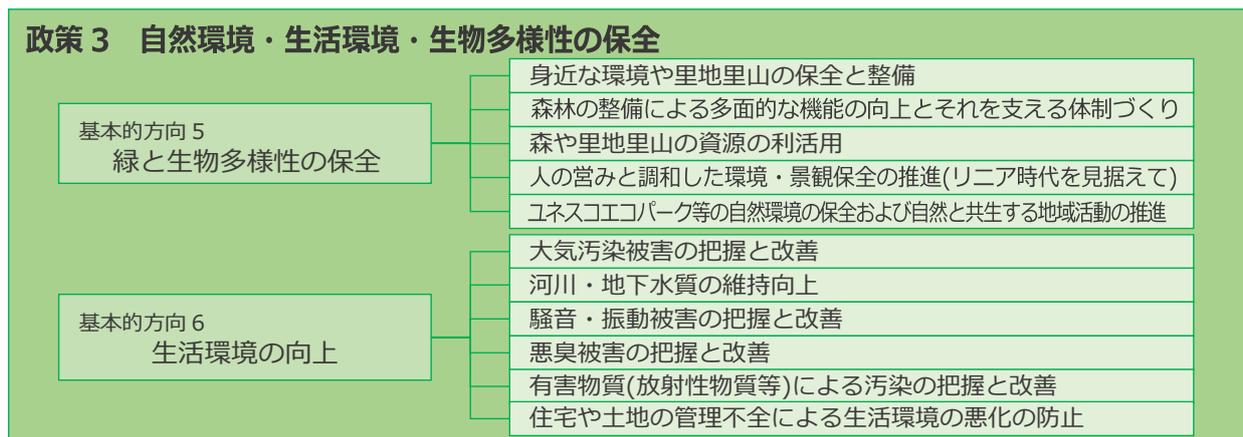
4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の実績	次年度に向けた課題及び取組	
●飯田市最終処分場を適正に管理し、継続的に運営する		◎
埋立ごみの処理については適正に処理されており、放流水質も問題ありませんでした。処分場の埋立量は、令和 2 年度末で計画量（101,000 m <sup>3</sup> ）の約 44.0%（44,469 m <sup>3</sup> ）となりました。 年間受入量（火災ごみ、焼却灰を除く）1,048 トン 年間埋立量（中間覆土を除く）1,779 m <sup>3</sup>	搬入される埋立ごみの適切処理を行うとともに、環境基準に適合した河川放流をするため、水処理施設の管理徹底を図ります。埋立ごみの減量と処分場の延命のため、ごみの再資源化を図ります。	
●新たなごみ焼却処理施設（稲葉クリーンセンター）の整備と運営に対して協力する		◎
稲葉クリーンセンターから発生する焼却灰の再資源化処理を継続して取り組みました。最終処分場の延命と、環境負荷の低減に大きく貢献しています。	「燃やすごみ」の微増の状態が続き、また組成調査の結果から、再資源化可能な容器包装プラスチックや紙類が混入している実態が、改善されていません。ごみ分別アプリの導入促進などにより、普及啓発に取り組んでいきます。	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.161 最終処分場管理事業

## 政策3 自然環境・生活環境・生物多様性の保全



様々な生きものが互いに「つながり」あい、「バランス」をとりながら生きていることが「生物多様性」です。地球上には知られているだけで約175万種、未知のものを含めると500~1,000万種の生物が生息していると考えられています。まさに「種の多様性(=いろいろな生きものがいること)」です。

生物多様性の概念には、生きものたちが様々なつながりの中でバランスを取りながら、過去から未来に向けて絶滅と進化を繰り返している状態を含んでいます。人間も生きものをつながりの一員であり、生物多様性からの恵み(生態系サービス)を受けて生きているため、生物多様性は人間社会と密接に関係していると考えられています。

生物多様性を保全するためには、森林や里山が適切に管理され、人と自然の良好な関係が保たれること、持続可能な維持管理体制が確立していることが求められています。

また、市内における水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、悪臭、騒音、振動等の発生状況について監視を続け、事案が発生したときには速やかに対策を講ずることで、良好な生活環境を守るように取り組んでいく必要があります。

これらを推進するために「緑と生物多様性の保全」と「生活環境の向上」の2つの基本的方向を設け、取り組みを進めています。

# 基本的方向 5 緑の生物多様性の保全

## 1 基本的方向とその具体的取組

### 5-1 身近な環境や里地里山の保全と整備

- 身近な里地里山の保全や整備の推進 ●河川や水辺等の美化や維持管理の推進 ●市民との協働による身近な環境整備
- 外来生物・外来種への対策と生物多様性の保全 ●市民・企業・NPO等によるアダプトプログラムの普及

### 5-2 森林の整備による多面的な機能の向上とそれを支える体制づくり

- 多面的な機能を向上するための森林整備の促進 ●治山や保安林指定による森林の保全 ●他地域や県との連携による森林整備
- 森林施業および管理のためのインフラ整備とその保全

### 5-3 森や里地里山の資源の利活用

- 搬出間伐による間伐材の供給とその体制の構築 ●飯田市産材を使った住宅の普及 ●市民が自然とふれあう機会や場の整備

### 5-4 人の営みと調和した環境・景観保全の推進(リニア時代を見据えて)

- 住民主体による地域景観計画、景観育成住民協定等の推進

### 5-5 ユネスコエコパーク等の自然環境の保全および自然と共生する地域活動の推進

- ユネスコエコパークをはじめとする自然豊かな現況を保ち、その魅力を発信 ●希少な野生動植物の保全と啓発

飯田市は、2,700mにもおよぶ大きな標高差、急峻な地形、持続的な利用を行ってきた里山、高山帯、亜高山帯、照葉樹林帯の存在など、多様な地形、植生帯、気候条件、利用形態により生み出された様々な環境を背景に生物が多様に存在することが特徴であり、照葉樹林帯から高山帯に及ぶ生物多様性が存在しています。

生物多様性の保全は、生態系の保全と持続可能な利活用の調和が重要であり、保護、保全だけでなく、自然と人間社会の共生に重点を置かなくてはなりません。そのために、南アルプスの核心地域や里地里山の保全、森林整備による多面的な機能保全、人々の営みと調和した景観形成など、多面的な政策に加えて、環境活動や教育を通じた環境保全意識の向上などの取り組みが必要です。

## 2 指標の達成状況

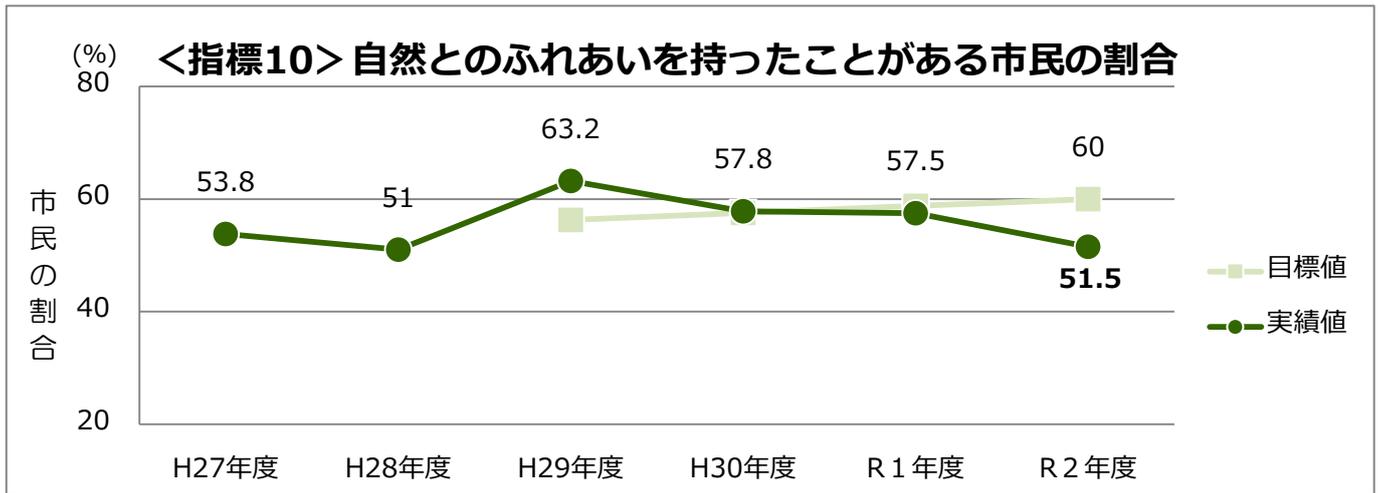
指標番号	目的の達成度を表す指標	単位	令和2年度 目標値	令和2年度 実績値	達成 状況
10	自然とのふれあいを持ったことがある市民の割合	%	60.0	51.5	×
11	全市一斉水辺美化活動に参加した世帯の割合	%	70.0	54.2	×
12	森林面積（国有林を除く）	ha	40,392	40,363	×
13	森林で行う間伐面積のうち搬出間伐面積	ha	165.0	41.0	×
	森林で行う間伐面積のうち搬出間伐面積の割合	%	45.0	31.06	△
14	ユネスコエコパークエリア内のニホンジカの駆除頭数	頭	850	1186	◎

◎：目標以上の達成

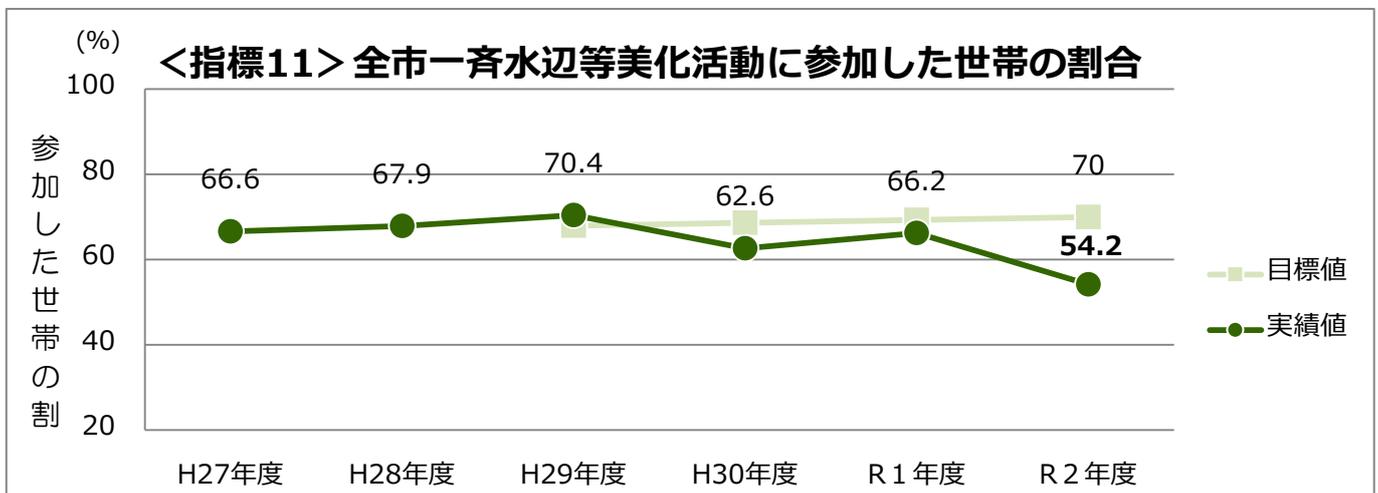
○：目標達成

△：目標未達成だが上昇傾向

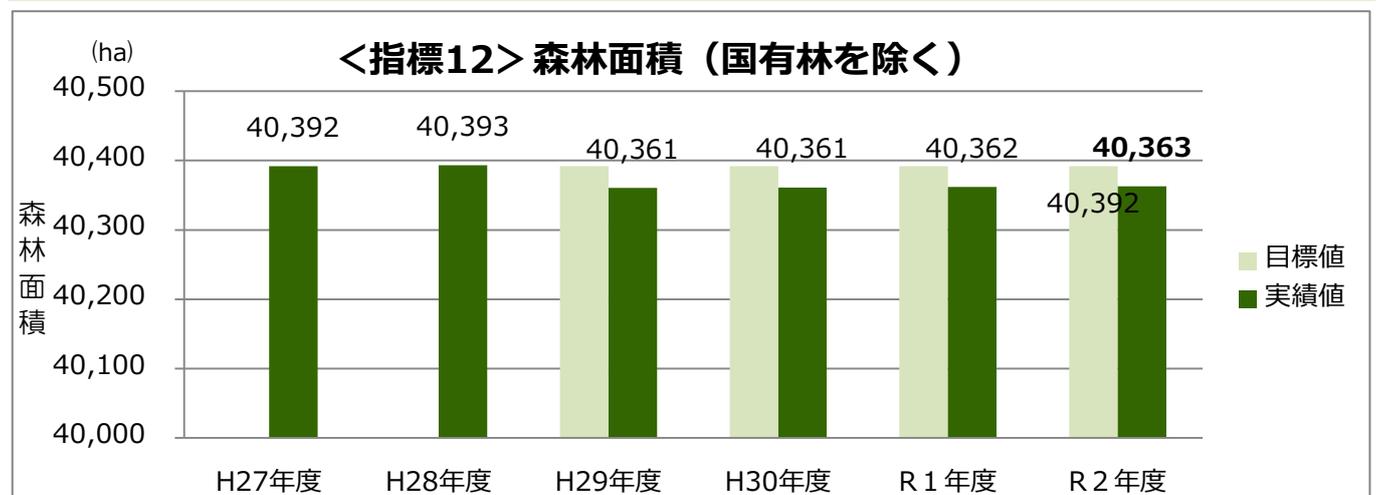
×：目標未達成で横ばいまたは下降傾向



市民の中から無作為に 1,000 人を抽出し実施している「環境に関する市民アンケート」の「日常生活において自然との触れ合いを心掛けて実践していますか」の問いに対し、よくしている、時々していると回答した人の割合を指標としています。新型コロナウイルスの影響で外出自粛が減少の原因と考えられます。

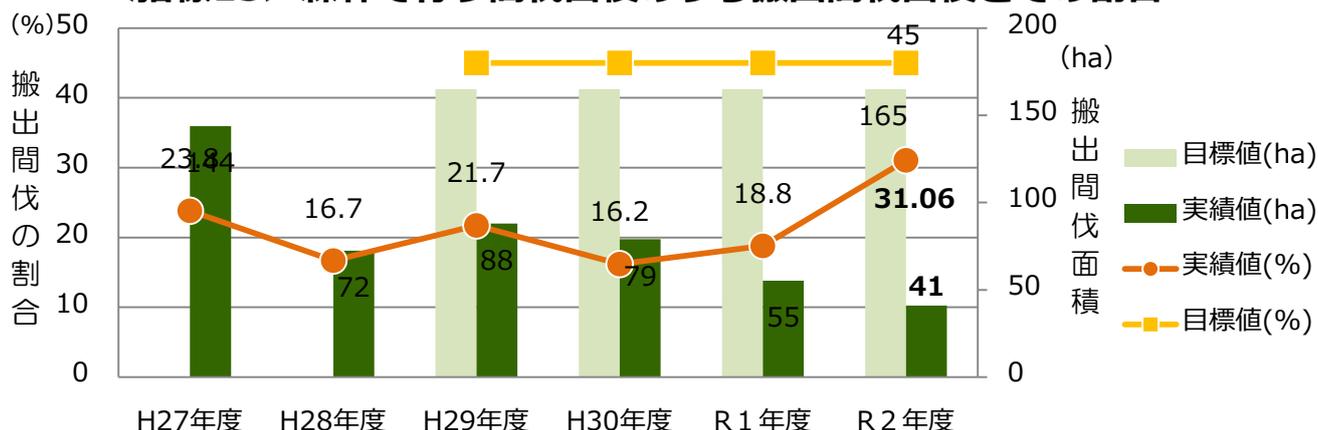


平成 30 年度に目標値を下回って以降、令和元年度に若干持ち直すも、令和 2 年度には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、マスク着用や手指消毒など対策を呼び掛けるも減少する結果となりました。



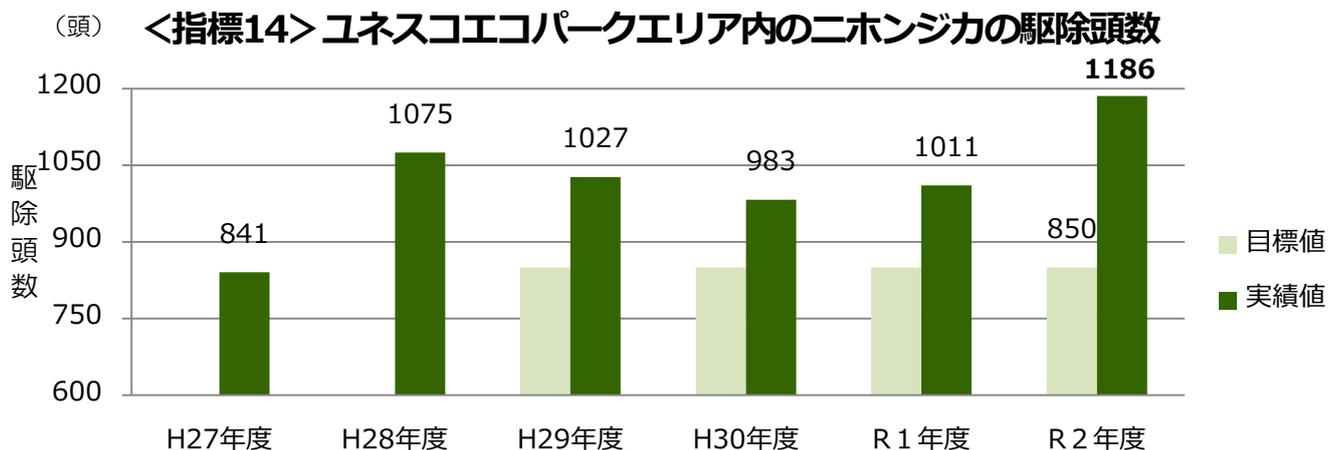
例年、森林から宅地や農地への転用がありますが、環境における森林の果たす重要性を鑑みて、平成 27 年度の森林面積を維持する目標となっています。計画当初から目標値を下回る森林面積となり、令和 2 年度まで横ばいの数値となっています。

### <指標13> 森林で行う間伐面積のうち搬出間伐面積とその割合



令和2年度の搬出間伐面積は41haであり、また、搬出間伐面積(41ha)÷間伐面積(132ha)×100の計算式で算出する割合は、31.06%でした。依然として、搬出コストや林業労働者の減少などの課題により、目標値を下回る結果となりました。なお、令和2年度は、搬出間伐面積が減少しておりますが、間伐面積がより減少しているため、割合が増加しています。

### <指標14> ユネスコエコパークエリア内のニホンジカの駆除頭数



飯田市鳥獣被害対策実施隊により捕獲の推進を図っているため人員の確保はできており、令和2年度の実績値も大きく目標値を上回る結果となりました。

### 3 具体的取組の実施状況

#### <基本的方向 5-1 身近な環境や里地里山の保全と整備>

##### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 里山の価値が再認識され、適切な管理や利活用をする人が増え始めています。
- 身近な河川や公園、街路樹などが、地域住民の活動により良好に維持されています。
- 農林業従事者自身が、環境保全や生物多様性への貢献に気づき、農業、林業に従事することに自信を持っています。
- 多面的機能支払、中山間地域等直接支払などの事業を活用して、集落単位での適切な農地維持が行われ、地域の自然環境や良好な景観が維持されています。併せて、地域の話し合いにより、将来にわたり継続して活動するための体制づくりが行われています。



##### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の取組状況	次年度に向けた課題及び取組	
<b>●森林づくりにつながる市民活動を支援する</b>	○	
<p>コロナ禍で人が集まるイベントができませんでしたが、オンラインによるイベント「エシカルシンポジウム」において森林の大切さについて啓発を実施しました。また、安全に里山整備を実施してもらうための活動講習会を 2 地区で開催しました。</p>	<p>各自治振興センターを通じての団体への周知以外にも、財産区との会議における周知や、広報いだいによる広報も検討します。</p>	
<b>●全市一斉水辺等美化活動において、多くの市民が参加しやすいよう工夫して実施する</b>	○	
<p>新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用、手指消毒、人との間隔をあける等の呼びかけを行い実施しました。</p>	<p>河川清掃の参加者の高齢化とそれに伴う事故が危惧され、地区内の担い手不足が心配されるため、無理のない作業をして頂くよう引続き各地区へ依頼し、河川管理者と協議を行います。</p>	
<b>●河川環境美化活動を支援する</b>	○	
<p>活動の呼びかけの他に、地区内で処理しきれない草木、土砂の処分を行い、活動を支援しました。</p>	<p>河川清掃の参加者の高齢化とそれに伴う事故が危惧され、地区内の担い手不足が心配されるため、無理のない作業をして頂くよう引続き各地区へ依頼し、河川管理者と協議を行います。(再掲)</p>	
<b>●アメリカシロヒトリ対策として、地域での共同防除を支援する</b>	○	
<p>地域の方からの申請により、防除車の貸出しを行い、活動を支援しました。</p>	<p>アメリカシロヒトリ防除機材及び車両の老朽化による不具合が懸念されるため、機材のメンテナンスを引続き行います。</p>	

<b>● 街路管理事業や都市公園維持管理事業、県が行う風越公園維持管理事業や公園愛護会への助成による公園や街路樹などの適切な管理を行う</b>		○
各管理事業が年間を通し適正に行われました。	愛護会の高齢化や街路樹等の巨大化による維持管理費の高額化が課題となっています。	
<b>● 農業を有する多面的機能の維持管理や、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う環境保全型農業を支援する</b>		○
急傾斜地など農業生産の条件が不利な地域における農業生産活動を継続する 17 の集落協定に対し、中山間地域等直接支払交付金を交付し活動を支援しました。また、化学肥料及び化学合成農薬を使用しない有機農業に取り組んでいる 1 農業者団体に対し、環境保全型農業直接支払交付金を交付し活動を支援しました。	多面的機能支払制度・中山間地域等直接支払制度により農地が維持・保全されましたが、活動継続への不安要因のひとつである作業量の多さに対しては、具体的な対策の実現には至りませんでした。環境保全型農業直接支払制度は、取組者及び取組面積の増加がみられましたが、制度の認知度としてはまだ低い水準にあります。地域での話し合いが進展するよう、制度説明会や農業者等との意見交換会の実施等により、新たに取り組む意欲ある農業者や地域による新規組織の設立を支援します。環境保全型農業直接支払制度は、制度の説明会の実施などを通じて、生産団体等への広報活動を行っていきます。	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.147 環境汚染対策事業
- No.171 日本型直接支払事業
- No.188 森林病虫害対策事業
- No.189 森林鳥獣被害対策事業
- No.235 社会基盤維持管理事業
- No.248 公園維持管理事業

## ＜基本的方向 5-2 森林の整備による多面的な機能の向上とそれを支える体制づくり＞

### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 計画的に適正な管理がされている森林が増加しています。
- 森林経営計画の策定および小規模な森林所有者の集約化と森林所有者情報の整備が進んでいます。
- 水質保全を目的とした水道水源域森林の保安林指定が進み、水源が保全されています。



### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の実施状況	次年度に向けた課題及び取組	
<b>● 森林経営計画の策定と集約化を支援する</b>	○	
森林経営管理制度による森林所有者の意識調査を、計画的な森林整備や木材生産に結び付けるための準備として、県が保有する森林空間データを利活用し森林の状況把握を可能とする森林整備プランニングマップを作製しました。同制度森林所有者の意識調査から森林経営計画が滞りなく進められるよう、森林の土地に関する地番図の作成を進めました。	森林の土地に関する地番図の作成を進める必要があります。また、木材生産を地域循環に繋げるため、森林所有者意識調査の優先順位の策定を進める必要があるため、森林の土地に関する地番図の作成業務及び森林所有者意識調査の優先順位の策定を進めます。	
<b>● 森林所有者情報を整備する</b>	○	
森林の土地の所有者届出により、森林簿の更新を実施しています。	森林所有者の意欲低下による山林放棄等が課題となっています。森林に係る情報を一元化し、効率的な森林整備を行うため、林地台帳の森林情報の精査・更新をします。	
<b>● 施業の集約化と団地化を支援する</b>	○	
森林の持つ多面的機能（水源の涵養、土砂流出の防備、保健休養等の役割）を発揮させるため、森林整備を行った市内の民有林（国有林を除く森林）を対象に、補助金を交付しました。また、豊川水源基金による整備や分収造林契約に基づく整備を行いました。	引き続き森林整備を行うための補助金を交付します。市有林を健全な森林として保全していくため、豊川水源基金による整備を行います。	
<b>● 路網等基盤整備を推進する</b>	○	
南信濃、高平線において、林道開設 44m を実施しました。	降雨による崩落や落石、倒木等が多く、林道通行者の安全確保が課題です。林道利用者と協力し、きめ細やかな管理業務を実施します。	

<b>●森林作業路網開設や既存路網整備を支援する</b>		○
森林作業路については、4路線において延長2,043mを開設しました。林道においては、延べ延長475mの整備を実施しました。	降雨による崩落や落石、倒木等が多く、林道通行者の安全確保が課題です。林道利用者と協力し、きめ細やかな管理業務を実施します。(再掲)	
<b>●高性能林業機械の導入を支援する</b>		△
木材価格の低迷により、設備投資が低調となっています。	木材価格の低迷により、設備投資が低調となっているため、木材の利用や森林に対する理解を進め、地域産材利用の拡大を図る必要があります。	
<b>●獣害防除、有害鳥獣被害対策を推進する</b>		○
228名の飯田市鳥獣被害対策実施隊員の協力を得て、有害鳥獣対策を実施しました。毎年有害鳥獣の農作物被害額は減少しています。	飯田市鳥獣被害対策実施隊により捕獲の推進を図っているため人員の確保はできていますが、銃器による捕獲許可者の減少  と高齢化が進んでいます。新規狩猟者を確保するため、飯田市連合猟友会および南信州ハンターズの活動を支援します。	
<b>●森林認証の活用を支援する</b>		△
森林認証材を含めた市産木材の需要拡大のためのPR活動を予定したが、コロナの影響で実施できませんでした。	森林認証材として、地域での知名度も低いことや消費地である名古屋や東京などでの知名度も低いことから、地元での認証材への理解と東京等での飯田市産の森林認証材の普及を引き続き取り組みます。	
<b>●林地残材供給システム確立を支援し、木質バイオマスの利用を促進する</b>		○
公共施設への木質バイオマス機器導入を小学校10台、自治振興センター2台、図書館2台、児童館1台、計15台行いました。また、民間向けバイオマス活用機器設置への助成として、ペレットストーブ5台、薪ストーブ14台、計19台の設置に対する補助を行いました。	搬出コストや安全確保の観点から、林地残材の活用が低調になっています。林道整備による安全確保を図りながら、林地残材の需要を創出するため地域産の木材利用や森林に対する理解を進める必要があります。	
<b>●水道水源森林の保安林指定を推進する</b>		○
飯田市の重要な水源地である松川入地区において、国が進めている民有林直轄治山事業を円滑に行うため、関連改良工事を実施しました。	近年、豪雨や台風が多く、土砂災害発生の危険性が年々高まっており、一層の事業推進を図る必要があります。	
<b>●林業施設者の担い手を確保する</b>		○
いいだ森林学校や里山整備活動支援事業の安全講習会の開催により、林業機械の使用について、講習を受ける機会を設けました。	林業労働者数の減少や、森林所有者の意欲低下による山林放棄等が課題となっています。森林に対する市民の関心を高め、森林整備から森林の活用に推進していく必要があります。森林関係者等の技術力の向上や森林ボランティアの養成など、森林づくりを進める担い手を育成するため、いいだ森林学校の講座実施や、その他育成の仕組みを検討してまいります。	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

### **(3) 対応する事務事業（資料編参照）**

- No.187 森づくり推進事業
- No.188 森林病虫害対策事業
- No.189 森林鳥獣被害対策事業
- No.190 林道管理事業
- No.191 林道整備事業
- No.192 治山関連事業
- No.194 森づくり市民活動支援事業

## ＜基本的方向 5-3 森や里地里山の自然の利活用＞

### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 森林資源を利用する市民が増えています。
- 間伐材などを活用した木質バイオマス利用が活発になっています。
- 公共施設や小売店舗などを中心に地元産材が活用されることにより、市民の目に触れる事例が増え、まちの木質化が進んでいます。



### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の取組状況	次年度に向けた課題及び取組	
● 公共建造物の木造化、木質化を積極的に実施する		○
市内公共施設等に緑化木を配布し地域住民が協働して植栽を行うことにより、地域の景観形成に寄与することができました。	公園、集会所等公共施設に緑の募金還元による緑化木の頒布により、自然や樹木に興味を持つ機会づくりとし、また景観形成を進めます	
● まちの木質化を検討し実施する		○
飯田市産材を一定の割合以上使用して、住宅を新築及びリフォームした建築主、施工した市内の工務店・設計事務所に対する補助金交付を行うことにより、木材自給率を高めるとともに、地域材利用の意識高揚を図りました。	地元産材の利用を進めるため、飯田市産材に加え、南信州産材（飯田市産混合）を使用して住宅を新築及びリフォームした場合にも補助金を交付することで、木材自給率を高め、まちの木質化につなげます。また木の良さを体感してもらうための機会を創設することで、木材利用の拡大を図ります。	
● 飯田の木で家を建てるプロジェクト事業を推進する		○
飯田の木で家を建てるプロジェクト事業を使って建てた住宅戸数が、昨年に引き続き 12 戸となりました。	住宅を建てるには多額の費用がかかるため、使用する材は安価な外材や、流通量の多い他地域材の利用が多いのが現状であり、いかに地元産材の利用を進めるかが課題です。	
● 地域の気候風土に適応した住宅の仕様についての研究を支援する		○
飯田市 Z E H モデル推進協議会を設立し、市内建築物の省エネルギー性能を向上させる飯田市独自のガイドラインについて産学官で検討し、地域の気候風土にあった飯田版 Z E H 仕様を策定し、普及させる体制づくりと省エネ住宅改修への適用及び支援制度の研究を進めました。市内企業への省エネルギーの取組に繋がる意識啓発のため、2～3 月に動画配信による WEB セミナーを開催しました。	飯田版 Z E H 仕様を策定しましたが、今後地域産材の流通の仕組みづくりをはじめ、地元建設業者による供給体制や普及促進を図る体制の早期構築が必要です。また、リフォームでも省エネ化を進めるための飯田版 Z E H 仕様の適用方法などの検討が必要です。飯田版 Z E H への理解を深めていただくために、エコハウスをモデル住宅として活用することや、有識者を招いて講演会を開催するなど、広く周知することが有効であると考えています。	

<b>●市民参加の推進とボランティアの育成を行うとともに、森林情報の発信を行う</b>		○
<p>コロナ禍で人が集まるイベントができませんでしたが、オンラインによるイベント「エシカルシンポジウム」において森林の大切さについて啓発を実施しました。また、安全に里山整備を実施してもらうための活動講習会を2地区で開催しました。(再掲)</p>	<p>各自治振興センターを通じての団体への周知以外にも、財産区との会議における周知や、広報いだいによる広報も検討します。</p>	
<b>●野底山森林公園の活用を支援する</b>		○
<p>指定管理者である上郷地域まちづくり委員会と連携し、野底山森林公園の管理・運営を行ってきました。コロナの影響があり、令和2年度の利用者は減少しましたが、近年は利用者増の傾向にあります。</p>	<p>施設の老朽化に対する対応が必要です。また、公園の将来ビジョン、目指す姿について、上郷地域まちづくり委員会とともに検討していきます。</p>	
<b>●「いいだ森林学校」で専門知識や技術を持った担い手を育成する</b>		○
<p>令和2年度は、7講座・9日間開催し、刈払機、チェーンソーの安全講習のほか林業体験や丸太活用教室などを実施しました。</p>	<p>森林の大切さを理解してもらい、森林保全活動に取り組んでもらうため、今後も飯伊森林組合と連携しながら実施していく。</p>	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.152 もりのエネルギー利用推進事業
- No.187 森づくり推進事業
- No.188 森林病虫害対策事業
- No.189 森林鳥獣被害対策事業
- No.192 治山関連事業
- No.194 森づくり市民活動支援事業
- No.196 森林公園維持管理事業

## <基本的方向 5-4 人の営みと調和した環境・景観保全の推進(リニア時代を見据えて)>

### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 地域景観計画について検討が進められています。
- リニア駅およびその周辺における環境と景観育成の方向性が定まっています。



### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の実施状況	次年度に向けた課題及び取組	
<b>● 住民が主体となった地域景観計画を検討する</b>	◎	
<p>三遠南信自動車道「天龍峡大橋」の開通にあわせて、上久堅地区全域を景観育成特定地区として屋外広告物の基準を強化するため、上久堅地域景観計画などを令和 3 年 3 月 1 日付けで決めました。</p>	<p>リニア関連事業との調整や住民等の合意形成を踏まえながら、引き続き適正な土地利用と良好な景観保全等について制度や計画づくりを進める必要があります。</p>	
<b>● 飯田市景観計画の全体計画を適宜、的確に見直す</b>	○	
<p>リニア時代を見据えた、南信州地域としての良好な景観の育成ため、広域連合事務局が主体となって、飯田下伊那の自治体と県の出先機関などで「景観形成プロジェクト会議」の設置・開催をして協議した。次年度に向けて連携して取り組むことが確認できました。</p>	<p>リニア開通だけでなく、三遠南信自動車道の開通も見据えた土地利用について、全市的又は広域的な視点に立って、市民と協働で取組む必要があります。</p>	
<b>● 飯田市景観計画の全体計画に即した地域景観計画を策定する</b>	○	
<p>三遠南信自動車道「天龍峡大橋」の開通にあわせて、上久堅地区全域を景観育成特定地区として屋外広告物の基準を強化するため、上久堅地域景観計画などを令和 3 年 3 月 1 日付けで決めました。 (再掲)</p>	<p>リニア関連事業との調整や住民等の合意形成を踏まえながら、引き続き適正な土地利用と良好な景観保全等について制度や計画づくりを進める必要があります。(再掲)</p>	
<b>● 景観育成住民協定の締結、申し合わせなどを定めた景観育成推進地区の指定など、地域の主体的な景観育成の取組を支援する</b>	○	
<p>座光寺地区及び上郷地区（景観育成推進地区）において、独自ルールを事業者等に事前に周知するとともに、基準の取扱い方法などについて地域に助言をするなど運営の支援を行いました。</p>	<p>地域の特性や個性に応じ、地域の目指す姿の実現に向けて引き続き、取り組みの支援を行う必要があります。</p>	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.246 土地利用計画推進事業

## ＜基本的方向 5-5 ユネスコエコパーク等の自然環境の保全および共生する地域活動の推進＞

### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 遠山郷では、保全活動の担い手が育成され、希少動植物の生息地を保全する動きが高まっています。
- 関係者の協働により、市内の希少動植物の保全が進んでいます。
- 自然環境の保全に関する市民の理解が深まっています。
- 20 地区それぞれがその地域の特徴にあった自然保護活動を通じて、自然との共生が進んでいます。



### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の実施状況	次年度に向けた課題及び取組	
<p>●南アルプスユネスコエコパークの魅力を伝えるために、飯田市公式ウェブサイトなどによる情報発信、小中学校での環境学習、遠山郷の関係団体との協働による魅力発信事業等を推進する</p>	◎	
南アルプスユネスコエコパークの認知度向上のために、市民を対象とした講座を実施しました。	南アルプスユネスコエコパークの魅力を伝えるため、関係機関と連携して発信事業等を展開します。	
<p>●「自然環境保全地区」「ふるさといきものの里」における開発行為に対して、引き続き自然環境に配慮する指導を行う</p>	○	
届出のあった「自然環境保全地区」「ふるさといきものの里」における開発行為に対して、自然環境に配慮した指導を行いました。	「自然環境保全地区」「ふるさといきものの里」における開発行為に対しては、これまで同様に自然環境に配慮する指導を行ってまいります。	
<p>●地域住民が希少動植物の生息生育環境の必要性を理解するように、情報提供と意識啓発を行う</p>	○	
かわらんべと共催でアレチウリの駆除講座を開催しました。	地域住民が、その地域の希少動植物の生息生育環境の必要性を理解するように、情報提供や意識啓発を行います。	
<p>●長野県版レッドリストで絶滅危惧種に指定されている動植物や、飯田市の天然記念物に指定されているギフチョウなどの保全に取り組む団体などを支援する。</p>	○	
飯田市環境チェッカー中間報告会において、絶滅危惧種であるライチョウの県内生息状況を学習しました。	美術博物館等と連携し、当地域の絶滅危惧種や、天然記念物を学ぶ機会を設けるなど、知識を広める手法を検討します。	
<p>●希少動植物の食害対策として、ニホンジカの駆除を推進する</p>	○	
計画に基づき、ニホンジカ駆除を実施しました。	希少動植物の食害を無くすため、ニホンジカを計画的に駆除していきます。	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.148 自然環境保全推進事業

## 基本的方向 6 生活環境の向上

### 1 基本的方向とその具体的取組

#### 6-1 大気汚染被害の把握と改善

- 市内の大気状況の観測 ●大気汚染被害の防止

#### 6-2 河川・地下水質の維持向上

- 継続的な河川水質の保全と観測 ●継続的な地下水水質の保全と観測 ●下水道・合併浄化槽の普及、維持管理
- 水質汚濁・汚染被害の防止

#### 6-3 騒音・振動被害の把握と改善

- 市内の騒音発生状況の観測 ●騒音振動被害の防止

#### 6-4 悪臭被害の把握と改善

- 市内の悪臭発生状況の観測 ●悪臭被害の防止

#### 6-5 有害物質(放射性物質等)による汚染の把握と改善

- 有害物質の状況把握や大気中の放射線量の監視 ●実施した調査や各種情報の公開

#### 6-6 住宅や土地の管理不全による生活環境の悪化の防止

- 空き家等の適正な管理と活用の促進 ●生活環境に関するモラル向上等の啓発

市内の水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、悪臭、騒音、振動等は、公害防止を目的とした法整備や、環境保全の取組みが進んだことから、現在ではほぼ解決しています。しかし、これらは発生すると重大な健康被害へとつながるため、引き続き監視を続けるとともに、事案が発生したときには、速やかに対策を講ずることが必要です。

また、生活環境の良好な維持のためには、市民一人ひとりの環境に対するモラルや近隣への配慮といった基本的マナーの向上が求められています。

今後も広報や指導を通じて、良好な生活環境を守る取組を進めていく必要があります。

### 2 指標の達成状況

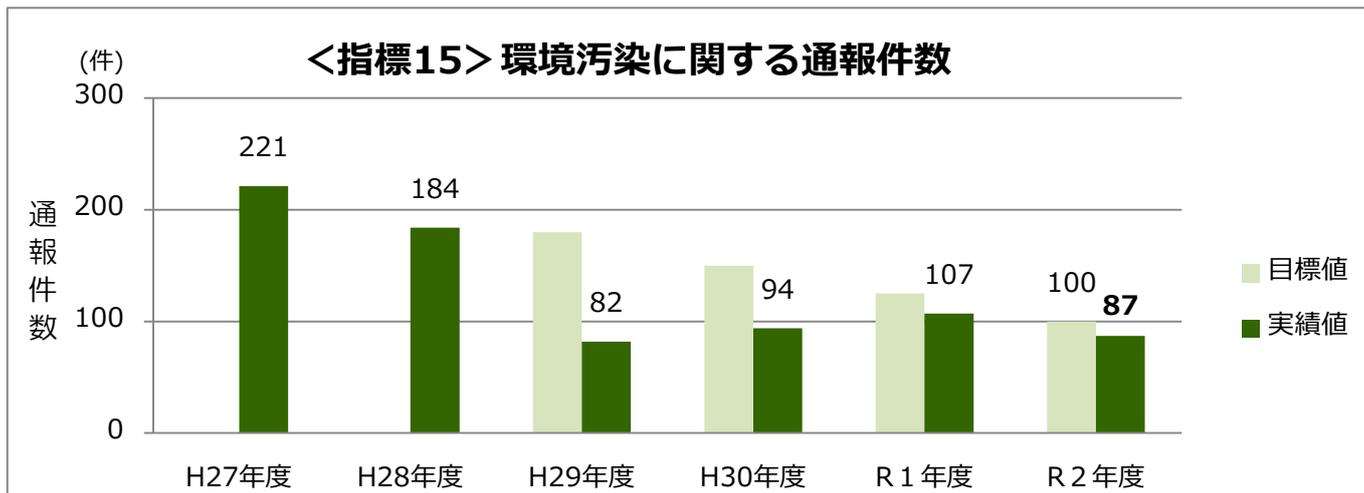
指標番号	目的の達成度を表す指標	単位	令和2年度 目標値	令和2年度 実績値	達成 状況
15	環境汚染に関する通報件数	件	100	87	◎
16	微粒子状物質(PM2.5)の現状と動向(1日平均値)	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	28.3	21.4	◎
	微粒子状物質(PM2.5)の現状と動向(1年平均値)	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	8.1	7.5	◎
17	松川中流域および野底川の水質階級(水質階級Iの生物指標の割合)	階級 レベル	I	I	◎
18	河川のBODの環境基準値達成率	%	100	100	◎
19	騒音の環境基準達成率	%	70.0	80.0	◎
20	悪臭の防止目標の基準値達成率	%	100	100	◎
21	有害物質の現状と動向(重大な影響の有無)	-	無	無	◎

◎：目標以上の達成

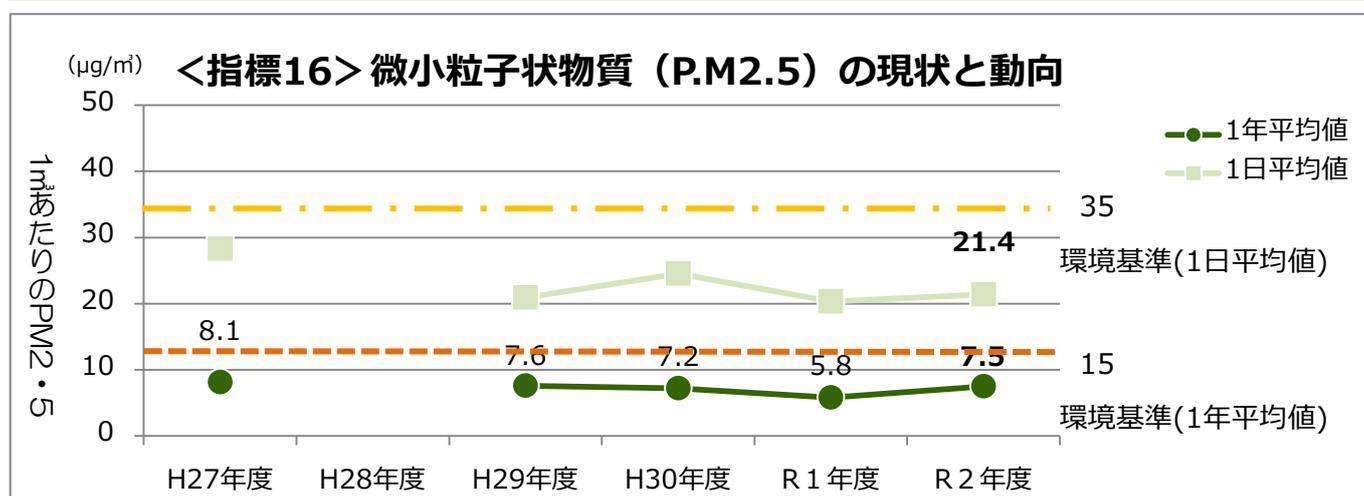
○：目標達成

△：目標未達成だが上昇傾向

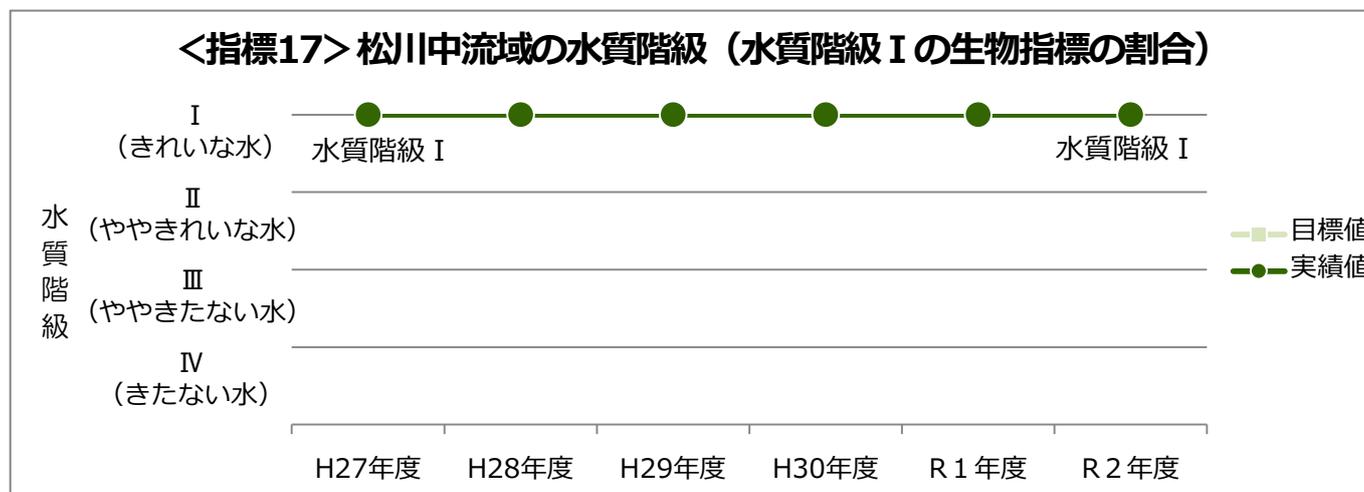
×：目標未達成で横ばいまたは下降傾向



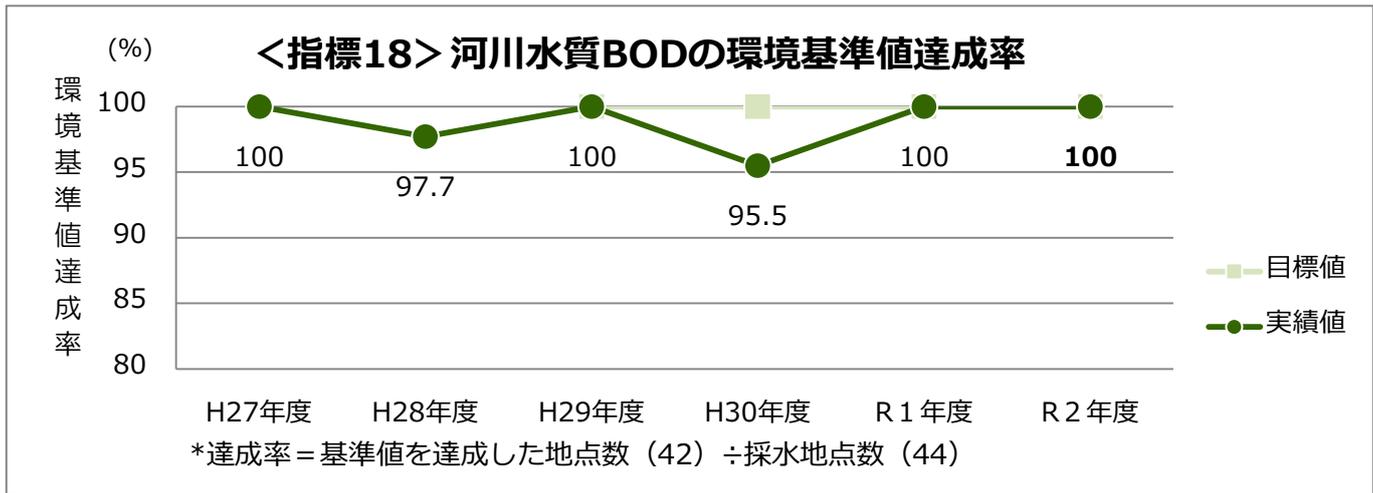
環境汚染に関する通報件数は、前年対比で減少しており目標値に対して低い数値を保っています。公害問題は減少傾向であるものの、大きい事故に迅速に対応できる体制づくりが必要です。



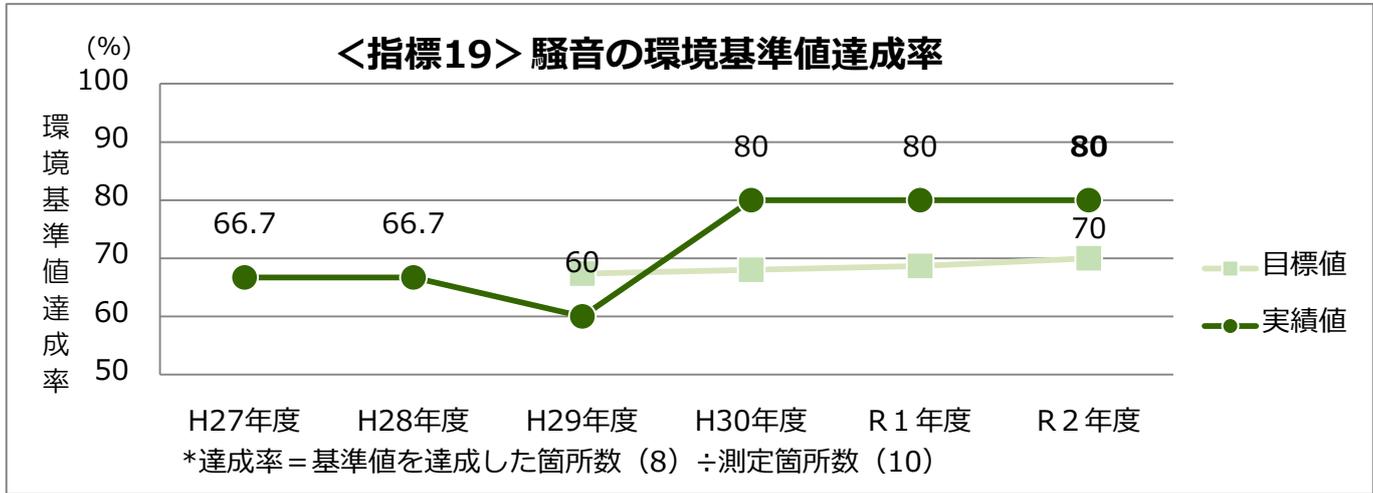
飯田市における大気観測中のPM2.5の濃度を把握するため、長野県が設置している自動測定機の測定結果が環境基準値内かを指標としていますが、当該年度は飯田市内における観測測定がされなかったため、参考値ではあるが測定状況が近所で似ている伊那市を採用しています。



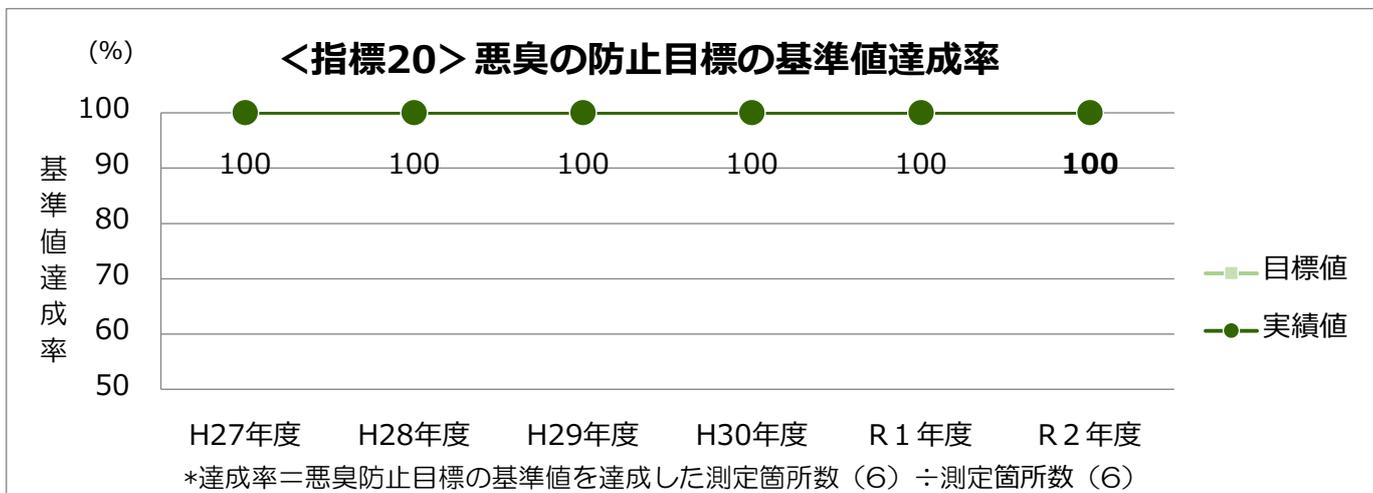
河川の水質調査に加えて、重要な水源である河川において水生生物観察会を開催し、水生生物の生息状況から水質階級を調査しています。令和2年度の松川中流域の調査では最高階級である「Iきれいな水」という結果であり、今後もこれを維持していくことが目標となります。



河川水質については、有機汚濁の代表的な水質指標である BOD（生物化学的酸素要求量）を用いて測定しています。河川の水質は長期的な観点で捉えることが重要であることから、河川の BOD の環境基準値達成率 100%を維持することを目標としています。



道路事情の変化に伴う交通量の変動や住宅建設などから測定地点を随時変更して測定しています。平成 27 年度の騒音の環境基準値達成率が 66.7%であることから、向上を目指して 70%達成を目標値としています。



平成 27 年度における悪臭の防止目標の基準値達成が 100%であることから、測定地点において「常に基準値を達成している」状態を維持することを目標としています。令和 2 年度も 100%を維持しており、飯田市内の悪臭の派生はなく、生活環境が良好に保たれています。

### 3 具体的取組の実施状況

#### <基本的方向 6-1 大気汚染被害の把握と改善>

##### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 大気環境は良好であり、市民の生活環境が保たれています。
- リニア中央新幹線工事などに関して、大気環境測定が行われ、その結果は良好であり、市民の生活環境が保たれています。



##### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の取組状況	次年度に向けた課題及び取組	
<p>●現在実施されている大気環境測定を継続するとともに、リニア中央新幹線工事などに関する大気環境測定を行い、その結果を飯田市公式ウェブサイトや広報いいだなどを通じて市民に周知する</p>	○	
長野県が実施している大気環境測定結果を市民へ周知しました。また、リニア工事に関する大気環境測定を行い、該当地区住民に周知しました。	引き続き、長野県が実施している大気観測測定を市民へ周知します。また、リニア工事に関連する大気観測測定を実施し、市民に周知します。	
<p>●異常な発煙や悪臭などの通報があった時には、関係者と協力して速やかに対応する</p>	◎	
長野県をはじめ関係機関と連携して速やかで適切な対応を実施しました。	公害苦情に対する迅速な対応と、原因発生者への適切な指導により再発を防ぎます。	
<p>●測定の結果が環境基準を超過し、人体への影響が懸念される場合は、県などと協力し、市民へ速やかに情報を伝達するとともに対策を講じる</p>	◎	
測定結果が環境基準を超過することはありませんでした。	長野県をはじめ関係機関と連携し、速やかに情報伝達が行えるように継続して訓練を行います。	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

##### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.147 環境汚染対策事業

## ＜基本的方向 6-2 河川・地下水の維持向上＞

### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 河川の水質測定が行われ、環境基準の範囲内で、きれいな水が保たれています。
- きれいな水の重要性を市民が認識し、主体的に河川美化活動を行っています。
- リニア中央新幹線工事に伴う水位変化等の影響を把握し、適切な対応がされています。



### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の実施状況	次年度に向けた課題及び取組	
<p>●河川の水質測定を行い、測定結果を飯田市公式ウェブサイトや広報いいたなどを通じて市民へ周知する</p>		◎
<p>市内の主要な河川の水質検査を実施し、測定結果を飯田市公式ウェブサイトや広報いいたなどを通じて市民へ周知しました。</p>	<p>引き続き、河川の水質測定を実施し、測定結果を市民へ周知するように努めます。</p>	
<p>●簡易浄化槽設置者に対して、適正な維持管理や下水道接続や合併浄化槽の設置の必要性や環境への影響について啓発を行う</p>		○
<p>簡易浄化槽の適正な管理のために啓発や指導に取り組みました。</p>	<p>合併浄化槽の清掃への補助など、維持管理への支援を行います。また下水道接続や合併浄化槽の設置の必要性についても引き続き啓発を行います。</p>	
<p>●水生生物観察会などへの参加について広く市民に呼びかけ、きれいな水の重要性について啓発を行う。また、観察会の結果を飯田市公式ウェブサイトや広報いいたなどを通じて市民へ周知する</p>		○
<p>野底川での水生生物観察会では、環境チェッカーの他に上郷地区住民にも広報し、参加いただきました。結果は市のホームページに掲載し周知を行いました。</p>	<p>水生生物観察会はきれいな水の重要性について重要な啓発手法であるので、広く市民に参加者を募ります。また、その結果についても周知します。</p>	
<p>●市民から水質汚濁の通報が寄せられた場合は、現地調査を行い、原因の究明と対策を行うとともに原因者に対して適切な指導を行う</p>		◎
<p>市民から寄せられた通報に対し、発生源の特定を行い、原因発生者への適正な指導を行いました。</p>	<p>公害苦情に対する迅速な対応と、原因発生者への適切な指導により再発を防ぎます。</p>	
<p>●測定結果が環境基準を超過した場合は、県などと協力し、原因の究明と対策を行うとともに、状況に応じて市民へ速やかな情報伝達および指示を行う</p>		◎
<p>測定結果が環境基準を超過することはありませんでした。</p>	<p>長野県をはじめ関係機関と連携して速やかで適切な対応に努めます。</p>	
<p>●自家用井戸水の水質検査を促し、地下水の安全確保に努める</p>		◎
<p>自家用地下水（井戸水）を所有する市民に、その水質検査を行うよう促しました。</p>	<p>引き続き、市内の地下水（井戸水）水質検査の促進を行います。</p>	

<b>● リニア中央新幹線工事に伴い懸念される地下水の水位や水質の調査を行う</b>		◎
リニア中央新幹線工事に伴う地下水への影響を把握するため、関係地の地下水の水位等を調査しました。	リニア中央新幹線工事の本格化に伴い、地下水の水位や水質の影響調査を引き続き行います。	

◎：目標達成または計画通りに推移    ○：目標達成に向けて実施中    △：外部要因により実施停滞    ×：未着手

### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.147 環境汚染対策事業

## <基本的方向 6-3 騒音・振動被害の把握と改善>

### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 騒音測定が継続して行われており、環境基準の範囲内で生活環境が良好に保たれています。
- 交通量の増加はあるものの、道路騒音は限定的になっています。
- リニア中央新幹線工事における騒音や振動について、環境基準を超えない対策が施されています。



### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の実施状況	次年度に向けた課題及び取組	
<b>●市内において騒音測定を行い、測定結果を飯田市公式ウェブサイトや広報いいたを通じ市民へ周知する</b>		◎
騒音測定を実施し、測定により実態を確認し市民へ周知しました。	引き続き、騒音測定を実施し、測定結果を市民へ周知していきます。	
<b>●自動車騒音の状況を監視するために騒音測定を行い、測定結果を飯田市公式ウェブサイトや広報いいたを通じて市民へ周知する</b>		◎
自動車騒音測定を実施し、測定により実態を確認し、ウェブサイトにおいて市民へ周知しました。	引き続き、騒音測定を実施し、測定結果を市民へ周知していきます。	
<b>●測定の結果が環境基準を超過した場合は、県などと協力し、原因の究明や状況に応じて市民へ速やかな情報伝達および指示を行う</b>		◎
測定結果が環境基準を超過することはありませんでした。	長野県をはじめ関係機関と連携して速やかで適切な対応を行います。	
<b>●市民から騒音や振動について通報が寄せられた場合は、現地調査を行い、適切な指導を行う</b>		◎
市民から寄せられた通報に対し、迅速に発生源の特定を行い、原因発生者への適正な指導に取り組みました。	迅速な対応と、原因発生者への適切な指導により再発を防ぎます。	
<b>●リニア中央新幹線工事に伴い発生する騒音や振動などを測定して、適切に対処する</b>		◎
リニア工事に関連する幹線道路の騒音を測定しました。環境基準を上回る騒音や振動は発生しませんでした。	長野県をはじめ関係機関と連携して速やかで適切な対応を実施します。	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.147 環境汚染対策事業

## ＜基本的方向 6-4 悪臭被害の把握と改善＞

### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 臭気測定が継続して行われ、必要な対策などにより環境基準の範囲内であり、生活環境が良好に保たれています。
- 事業所からの悪臭に関する通報が減少しています。
- 野外焼却や、牛舎豚舎などに起因する悪臭に関する通報が減少しています。
- 環境基準に当たらない悪臭に関する通報が減少しています。



### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の実施状況	次年度に向けた課題及び取組	
<b>● 臭気測定を行い、測定結果を飯田市公式ウェブサイトや広報いいたを通じて市民へ周知する</b>		○
臭気測定を実施し、測定により実態を確認し、その結果をウェブサイトによって市民へ周知しました。	引き続き、臭気測定を実施し、測定結果を市民へ周知していきます。	
<b>● 市民からの悪臭の通報について、現地調査を行い、適切な指導を行う</b>		◎
市民から寄せられた通報に対し、迅速に発生源の特定を行い、原因発生者への適正な指導に取り組みました。	迅速な対応と、原因発生者への適切な指導により再発を防ぎます。	
<b>● 測定の結果が環境基準を超過した場合は、県などと協力し、原因の究明や状況に応じて市民へ速やかな情報伝達および指示を行う</b>		○
測定結果が環境基準を超過することはありませんでした。	長野県をはじめ関係機関と連携して速やかで適切な対応に努めます。	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.147 環境汚染対策事業

## ＜基本的方向 6-5 有害物質(放射性物質等)による汚染の把握と改善＞

### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 有害物質（放射性物質など）や電磁波に起因する被害がない安心安全な生活環境が保たれています。



### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の実施状況	次年度に向けた課題及び取組	
<b>●空間放射線量の測定を行い、測定結果を飯田市公式ウェブサイトや広報いいたを通じて市民へ周知する</b> ※H30 年度の数値より、長野県が飯田合同庁舎で実施する測定値を採用しています。	◎	
長野県で実施している測定により実態を確認し、市民へ周知しました。	引き続き、長野県が実施している大気観測測定を市民へ周知します。	
<b>●簡易放射線測定機を、希望団体へ貸し出して市民が主体的に測定することにより、不安感の解消に努める</b>	◎	
簡易放射線測定機を希望団体へ貸し出し、放射線による健康不安の解消に努めました。	引き続き、簡易放射線測定機を希望団体へ貸し出し、放射線による健康不安の解消に努めます。	
<b>●有害物質（放射性物質など）の測定を行い、その結果が環境基準を超過し、人体への影響が懸念される場合は、県などと協力し、市民へ速やかな情報伝達および指示を行うとともに対策を講じる</b>	◎	
測定結果が環境基準を超過することはありませんでした。	長野県をはじめ関係機関と連携して速やかで適切な対応に努めます。	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.147 環境汚染対策事業

## <基本的方向 6-6 住宅や土地の管理不全による生活環境の悪化防止>

### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 管理されていない空き家や土地を市が把握できるようになっています。
- 野良猫による被害が減少しています。



### (2) 取組目標に対する進捗状況

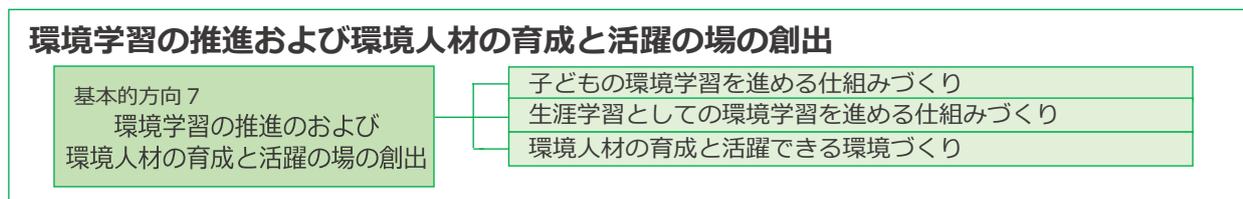
4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の取組状況	次年度に向けた課題及び取組	
<b>●市民やまちづくり委員会、事業者などと協力して、空き家問題の解決を探り、対策を検討する</b>	○	
広報いいで広く意識向上を図りました。まちづくり員会や事業者と、情報交換を行いました。	空家化の予防に向けてさらなる意識向上が必要です。	
<b>●市、まちづくり委員会、事業者などが連携した空き家情報バンクの運営により空き家の有効活用を図る</b>	○	
地域の取組みから 25 件のバンク登録があり、宅地建物取引業協会等の協力から 18 件の成約がありました。	地域の取組みは一部に限られており、今後は取組みの拡大を図ります。	
<b>●野良猫への対応について啓発を行う</b>	○	
野良猫問題の発生現地にて、住民の相談対応を行い、啓発チラシの組合回覧等を実施しました。	高齢化等により、野良猫問題は至る所で発生しています。動物愛護に留意しながら、地域の環境を維持する取り組みを啓発します。	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.13 総合的な空家対策事業
- No.143 環境衛生事業
- No.147 環境汚染対策事業

## 基本的方向 1~6 に関わる政策 環境学習の推進および環境人材の育成と活躍の場の創出



21 ‘いいだ環境プラン第4次改訂版では、環境学習を本プランで推進する3つの政策（気候変動の緩和と適応、循環型社会の形成、自然環境・生活環境・生物多様性の保全）への理解とその具体的な取組の実践に繋げるため、全体の核となる重要政策として位置付けます。

学習の対象は、3R や省エネルギーといった身の回りの事柄から地球温暖化の現状や気候変動がもたらす飯田市への影響など、様々な事柄に拡大するとともに、市民が学びやすい環境と整え、関係団体等と連携して積極的に取り組みます。

環境学習を進め、「気づきから行動へ」展開するよう、治験をもつ人材を増やしていくこと、そして、学校や地域など様々な場面で活躍の場を拡大していくことが重要です。

# 基本的方向 7 環境学習の推進および環境人材の育成と活躍の場の創出

## 1 基本的方向とその具体的取組

### 7-1 子どもの環境学習を進める仕組みづくり

- 環境チェッカーの活動や自然観察学習会を通じた環境学習の推進 ●森林や山での野外体験を通じた環境学習の推進
- 環境学習や体験活動の場の維持管理 ●小中学生への環境教育の実施

### 7-2 生涯学習としての環境学習を進める仕組みづくり

- 域産域消の「食」の啓発・推進（フードマイレージ） ●河川にまつわる自然・環境・歴史などの生涯学習の推進
- 身近な場所（公民館）で行われる環境学習や調査 ●美術博物館における伊那谷の自然や環境への学び
- 「りんご並木のエコハウス」等を活用した環境講座

### 7-3 環境人材の育成と活躍できる環境づくり

- 環境保全型農家の育成 ●環境アドバイザーや環境チェッカーの活動支援 ●伊那谷の自然と文化の調査とデータ整備・公開
- 3Rの推進、ごみの適正処理のための学習会への講師派遣 ●気候変動に関する環境学習の推進

環境学習が行われる機会は大きく分けて2つあります。ひとつは学校であり、総合的な学習の時間で地域教材を活用した環境学習が行われていますし、理科や社会科といった教科の中でも多くの学年で環境に関する学習が行われています。

もうひとつは、公民館活動を中心とした生涯学習です。公民館は飯田市の生涯学習において重要な役割を担っていますが、その講座支援事業のひとつに環境学習があります。しかし、近年の開催状況を見る限りでは、他の分野と比較して活発とは言い難い状況です。

今後は、環境分野に携わる行政、関係団体、市民が協働し、環境教育の担い手のリストや具体的なプログラム等を整理し、学校や公民館が企画、運営しやすいように提示していくことで、環境学習への幅広い世代の市民参加を促していくことが重要です。

## 2 指標の達成状況

基本的方向7では、活動内容や実績を重視し、管理指標は設定しません。

### 3 具体的取組の実施状況

#### <基本的方向 7-1 子どもの環境学習を進める仕組みづくり>

##### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 環境人材バンクや学習の場に関する情報網の整備がされており、年代に応じた分かりやすいプログラムが提供できています。
- 幼稚園、保育園、小中学校での環境学習に、行政や関係機関から取組みやすいプログラムが提示されて、様々な場面で実施できる体制が整えられています。
- 子どもたちが日常生活でごみの分別の意識を高めています。



##### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の取組状況	次年度に向けた課題及び取組	
●子どもに対する自然体験の場づくりや環境学習プログラム整備と開発を行います		○
水生生物観察会やエコ工作講座を開催しました。	自然と触れ合うことができる環境学習講座を企画します。	
●環境学習プログラムを活用した環境学習が行われる機会を創出し支援します		○
環境学習プログラムを活用した環境学習を開催し、環境アドバイザー単独の講座の支援を行いました。	より応募しやすい環境学習プログラムを検討し、環境学習が積極的に行われる土壌を形成します。	
●環境アドバイザー派遣により、小中学校で環境学習を支援します		○
環境アドバイザーを派遣した、エコ工作講座等を小中学校で実施しました。	環境アドバイザー制度がさらに活用されるよう、小中学校に働きかけます。	
●小学生を対象としたごみの分別を学ぶ機会や、環境保全への関心を高める機会を提供します		○
小学生に、わたしたちのごみの行方や、年間の廃棄量などを示し、分別によってゴミが削減される仕組みを学ぶ講座を開催しました。	環境を学ぶ最適な年代である小学生に、ゴミ分別等環境保全の関心を高める機会を積極的に提供します。	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

##### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.147 環境汚染対策事業
- No.158 3R 推進事業
- No.188 森林病虫害対策事業
- No.189 森林鳥獣被害対策事業
- No.194 森づくり市民活動支援事業

- No.235 社会基盤維持管理事業
- No.248 公園維持管理事業
- No.249 飯田子どもの森管理運営事業
- No.267 大平宿泊訓練施設管理事業

## ＜基本的方向 7-2 生涯学習としての環境学習を進める仕組みづくり＞

### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 市民ニーズに合わせた多種多様な環境学習プログラムが構築され、生涯学習のひとつとして多くの市民が環境学習に参加しています。
- それぞれの公民館が環境学習を企画しやすいように、プログラム案の作成支援やサポート、情報提供が実施されています。
- 参加者自ら調査や研究に関わる体験活動型の環境学習が行われています。



### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の取組状況	次年度に向けた課題及び取組	
<b>●取組みやすい環境学習プログラムを構築します</b>		◎
取組みやすい環境学習プログラムを構築し、各学校、保育園、地区に周知しました。	環境学習プログラムをさらに一層取り組みやすく改良します。	
<b>●環境学習プログラムを活用した環境学習が行われる機会を創出し支援します</b>		○
環境学習プログラムを活用した環境学習の募集を行いました。	環境学習プログラムをさらに一層取り組みやすく改良し、環境学習が行われる機会を増大させます。	
<b>●公民館等の学習メニューに体験活動型の環境学習が行えるよう支援します。</b>		○
公民館に、環境学習プログラムを周知し、体験型の環境学習が行える下地を作りました。	公民館等と協働し、体験活動型の環境学習が行える仕組みを構築します。	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.156 エコライフ啓発普及事業
- No.174 元気な農村づくり推進事業
- No.175 堆肥センター運営事業
- No.242 天竜川総合学習館管理運営事業
- No.298 多様な学習交流支援事業
- No.309 美術博物館教育普及・活動支援事業
- No.310 美術博物館プラネタリウム運営事業

## ＜基本的方向 7-3 環境人材の育成と活躍できる環境づくり＞

### (1) 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 整備されたプログラムに合わせた人材の発掘と育成が行われ、環境学習を担う人材が創出されています。
- 環境学習を担う人材が必要とするデータの整備が進んでいます。
- 環境アドバイザー制度や環境 NPO、環境保護団体等のネットワークを基にした環境人材バンクが整備され、環境学習のコーディネート体制の構築が進んでいます。



### (2) 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段		令和 2 年度の進捗状況
令和 2 年度の取組状況	次年度に向けた課題及び取組	
●地域の関係者等と連携した環境学習プログラムを整備します		○
地域の環境衛生委員会やまちづくり委員会と連携した環境学習プログラムを整備しました。	地域の関係者等と連携し、その地域が求めている環境学習プログラムを検討します。	
●環境学習プログラムに対応できる継続的な人材の発掘と育成に努めます		○
環境学習プログラムに対応できる後継者づくりのため、複数の人材にアプローチしました。	環境学習プログラムに対応できる新たな人材を発掘し、その育成に努め、継続的に環境学習が展開できる体制づくりを行います。	
●情報提供の仕組みを構築するとともに、地域、学校、催事など各場面での環境アドバイザー制度の更なる利用拡大を図ります		○
ホームページや広報を活用し、各場面での環境アドバイザー制度の利用拡大を行いました。	ホームページやゴミアプリ等を活用し、環境アドバイザー制度が頻繁に利用される体制づくりを行います。	
●環境人材バンク、環境学習プログラムへの需要と供給のコーディネート体制を整備します		○
環境アドバイザー、環境チェッカーの育成に努め、環境学習プログラムへの需要と供給のコーディネート体制を検討しました。	環境アドバイザー等の環境人材を一人でも多く確保し、環境学習プログラムへの需要と供給を調整できる体制を整備します。	

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

### (3) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.149 環境教育推進事業
- No.156 エコライフ啓発普及事業
- No.158 3R 推進事業
- No.307 美術博物館資料調査研究・収集保管事業
- No.309 美術博物館教育普及・活動支援事業

飯田市では、環境レポートに掲載された環境施策の内容改善や環境レポートの見やすさ・内容改善について、広く市民、事業者のみなさまのご意見、ご提案、ご感想を募集しています。みなさまのご意見を環境モデル都市推進課までお寄せください。

市民協働環境部環境課・環境モデル都市推進課  
TEL 0265-22-4511 FAX 0265-52-2333  
e-mail sakugen\_co2@city.iida.nagano.jp(環境モデル都市推進課)



※ 「ムトス」とは、「…しようとする」行動への意志や意欲を表す、飯田の地域づくりの言葉です。